

令和8年度

学 生 便 覧

神戸大学大学院医学系研究科

博士課程前期課程先進生命医科学系専攻医療創成工学領域

博士課程後期課程医療創成工学専攻

目 次（令和8年度掲載版）

I. 沿 革

II. 使命・憲章・ビジョン・ポリシー等

III. 教学規則等

1. 神戸大学教学規則
2. 神戸大学共通細則
3. 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

IV. 大学院医学系研究科規則等

1. 神戸大学大学院医学系研究科規則
2. 神戸大学大学院医学系研究科医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野に関する内規
3. 医学系研究科授業科目のナンバリング〔医療創成領域・専攻〕（令和8年度）
4. 神戸大学学位規程
5. 神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域細則
6. 神戸大学学位規程医学系研究科医療創成工学専攻細則
7. 神戸大学大学院医学系研究科学位論文評価基準
8. 神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域及び医療創成工学専攻における成績評価基準等に関する申合わせ

V. その他学内諸規則等

1. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程
2. 神戸大学学生健康診断規程
3. 神戸大学学生懲戒規則
4. 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

VI. 学生生活関係

1. 奨学金制度
2. 授業料免除制度
3. 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル

VII. 付 録

1. 楠地区建物等配置図

I. 沿革

明治	元年	4月	神戸外国事務役所に病院御用掛を置き、病院建築に着手
	2年	4月	神戸病院開院式を挙行
	10年	2月	神戸病院を公立神戸病院と改称
昭和		11月	明石及び西宮に分院を設置
	15年	12月	公立神戸病院を県立神戸病院と改称
	33年	4月	県立神戸病院を新築、移転（中央区楠町7丁目）
	5年	12月	病院本館竣工（4,301坪）
	19年	4月	県立医学専門学校が設置され、県立神戸病院は県立医学専門学校附属病院と改称
	21年	4月	県立医科大学の設置認可（19講座、入学定員80名）
	26年	3月	県立医学専門学校を廃止 県立医科大学予科を閉科（学制改革）
	27年	2月	神戸医科大学の設置認可 県立医科大学附属病院は県立神戸医科大学附属病院と改称
	28年	4月	神戸医科大学の開校式挙行
		4月	附属科学捜査研究所を附属法医学研究所と改称 生理学第二講座及び精神神経科学講座を設置 旧制研究科を設置
	29年	4月	病理学第二講座及び整形外科学講座を設置
	30年	1月	医学進学課程を兵庫農科大学及び姫路工業大学に設置認可 旧制学位審査権が附与される
	32年	4月	解剖学第二講座を設置
		4月	衛生学公衆衛生学講座を廃止、衛生学講座及び公衆衛生学講座を設置
	33年	9月	附属法医学研究所その他を統合し、附属研究所に改変
		3月	大学院（博士課程）の設置認可
		12月	大学本館、新内科病棟、給食棟等竣工（2,543坪、1,004床となる）
	35年	5月	附属研究所を附属成長機構研究所と改称
	36年	3月	旧制県立医科大学、旧制研究科を廃止
	37年	4月	皮膚泌尿器科学講座を廃止、皮膚科学講座及び泌尿器科学講座を設置
	38年	7月	附属図書館竣工（443坪）
		3月	実験動物舎竣工（211坪）
	39年	12月	閣議において、神戸医科大学の昭和39年度国立移管決定
		4月	神戸大学に医学部が設置され、県立神戸医科大学の国立移管開始 医学進学課程全部、専門課程1年次、基礎医学10講座が移管
	40年	1月	産業医学講座を廃止、医動物学講座を設置
		4月	国立移管第2年度として、基礎講座3講座、臨床講座5講座が移管
		8月	看護婦宿舎竣工（延752坪）
41年	4月	国立移管第3年度として、臨床講座5講座が移管	
42年	4月	大学院医学研究科（博士課程）を設置 国立移管第4年度として、大学院学生全部、臨床講座3講座、附属図書館が移管	
42年	6月	県立神戸医科大学附属病院及び県立厚生女子専門学院は、国立移管に伴い、神戸大学医学部附属病院及び神戸大学医学部附属看護学校と改称（診療科等：第一内科、第二内科、第一外科、第二外科、整形外科、産科婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科神経科、小児科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科、歯科、中央検査部、中央手術部、薬剤部） 麻酔学講座を設置	
昭和	43年	7月	新病棟の第1期工事竣工
	3月	国立移管完了により神戸医科大学及び神戸医科大学大学院が廃止	
44年	4月	学部学生入学定員が100名となる 第三内科を設置	
	2月	新病棟の第2期工事竣工	
	3月	医学部共同研究館竣工	
	4月	内科学第三講座及び脳神経外科学講座を設置 附属衛生検査技師学校を設置（入学定員20名） 脳神経外科を設置	
	47年	4月	附属衛生検査技師学校を附属臨床検査技師学校に改組 中央放射線部を設置
48年	3月	附属衛生検査技師学校を廃止	
	4月	分娩部を設置	

		生化学講座を生化学第一講座に改称	
		生化学第二講座を設置	
		放射線基礎医学講座を設置	
		学部学生入学定員が120名となる	
		医学部に動物実験施設を設置	
50年	5月	結核病棟の廃止承認	
	7月	看護婦宿舎増設工事竣工	
	10月	輸血部を設置	
51年		歯科を歯科口腔外科に改称	
	2月	基礎学舎（新営第1期工事）竣工	
	5月	看護部を設置	
52年	3月	基礎学舎（新営第2期工事）竣工	
53年	3月	附属看護学校及び附属臨床検査技師学校の校舎竣工（須磨区友が丘7丁目10）	
	8月	附属看護学校及び附属臨床検査技師学校の移転完了	
	10月	中央材料部を設置	
54年	3月	基礎学舎（新営第3期工事）竣工	
	4月	附属医学研究国際交流センターを設置	
		口腔外科学講座を設置	
55年	4月	放射線施設を設置（部局内措置）	
		共同研究施設を設置（部局内措置）	
56年	4月	病理部を設置	
	10月	神戸大学に神戸大学医療技術短期大学部併設（国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和56年法律第23号）	
		看護学科（入学定員80人），理学療法学科（入学定員20人），作業療法学科（入学定員20人）設置（国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年文部省令第31号））	
57年	4月	理学療法部を設置	
		看護学科を保健婦助産婦看護婦法第21条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第49号）	
		理学療法学科を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第51号）	
		作業療法学科を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第52号）	
		看護学科，理学療法学科及び作業療法学科の第1回入学式を挙行	
58年	8月	校舎（北棟・講義棟）竣工（須磨区友が丘7丁目10-2）	
	4月	情報センターを設置（部局内措置）	
		衛生技術学科（入学定員40人）設置（国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和58年文部省令第9号））	
		衛生技術学科を臨床検査技師，衛生検査技師に関する法律第51条第1号に規定する学校として指定（昭和58年文部省告示第50号）	
		衛生技術学科の第1回入学式を挙行	
59年	12月	中央診療棟竣工	
	3月	校舎（南棟）・福利厚生施設，体育館，課外活動共用施設及び図書館竣工（須磨区友が丘7丁目10-2）	
	4月	附属看護学校を廃止	
	9月	母子センター部を設置し，分娩部を吸収（院内措置）	
60年	11月	屋外リハビリテーション訓練施設竣工（須磨区友が丘7丁目10-2）	
	3月	看護学科，理学療法学科及び作業療法学科の第1回卒業証書授与式を挙行	
	4月	附属臨床検査技師学校を廃止	
		臨床検査医学講座を設置	
61年	3月	衛生技術学科の第1回卒業証書授与式を挙行	
	4月	代謝機能疾患治療部を設置	
	9月	医療情報処理部を設置（院内措置）	
	12月	外来診療棟・臨床研究棟竣工	
63年	3月	高エネルギー診療棟竣工	
	4月	救急部を設置	
		老年医学講座を設置	
平成	元年	6月	福利・課外活動施設竣工
		4月	学部学生入学定員が100名となる
		5月	主事の名称を部長に改称（国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令）
	2年	3月	高エネルギー診療棟増設工事竣工

平成	3年	4月	医学部及び附属病院の事務部を統合し、医学部事務部（総務課，管理課，学務課，医事課）に改組 老年科を設置 集中治療部を設置（院内措置） 栄養管理室を設置（院内措置）
	4年	4月	集中治療部を設置
	5年	1月	医療情報処理部を医療情報部に改称（院内措置）
	6年	3月	臨床研究棟竣工
		5月	神戸大学医療技術短期大学部を廃止する（国立学校設置法施行規則の一部を改正する法律（平成6年法律第32号））（施行期日平成9年4月1日）
		6月	周産母子センターを設置
		8月	第二病棟竣工
		10月	医学部保健学科の設置（入学定員160名） 看護学専攻（入学定員80人），検査技術科学専攻（入学定員40人），理学療法学専攻（入学定員20人），作業療法学専攻（入学定員20人），共通講座 （文部省令第41号国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令）
		11月	検査技術科学専攻の科目が臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目に指定される
		12月	光学医療診療部を設置（院内措置）
	7年	4月	医療情報部を設置 看護学専攻を保健婦助産婦看護婦法第19条第1号，第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第55，56及び57号） 理学療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第59号） 作業療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第60号） 第1回入学式を挙げる
	8年	4月	災害・救急医学講座を設置 形成外科を設置
		7月	管理棟竣工
	9年	1月	看護婦宿舎新営工事竣工
5月		冠動脈疾患治療部を設置（院内措置）	
10年	3月	神戸大学医療技術短期大学部閉学	
	4月	光学医療診療部を設置 医学部医学科の入学定員が95名となる （平成12年度より3年次学士入学制度の導入（入学定員5名））	
	6月	臨床研究棟竣工	
	7月	校舎（E棟・F棟）竣工（須磨区友が丘7丁目10-2）	
11年	10月	総合診療部を設置（院内措置）	
	1月	遺伝子診療部を設置（院内措置）	
	4月	大学院医学研究科を大学院医学系研究科に改称 大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）設置 感染制御部を設置（院内措置）	
12年	4月	大学院医学系研究科内科学専攻に連携講座放射光医学を設置（学内措置） 外来診療体制を臓器機能別診療体制に移行 総合診療部を設置	
	9月	高次治療部を設置（院内措置）	
13年	1月	治験管理センターを設置（院内措置）	
	2月	神緑会館竣工	
	4月	大学院医学系研究科保健学専攻 博士後期課程設置	
13年	4月	大学院医学系研究科生理学専攻等5専攻を医科学専攻に改組 大学院医学系研究科医科学専攻に連携講座映像粒子線医学を設置（学内措置） 医学部医学科35講座を廃止し4大学科目となる	
	7月	物流センターを設置（院内措置）	
	9月	第一病棟（新病棟）竣工 国際診療部を設置（院内措置）	
14年	3月	第一病棟（新病棟）の使用を開始した	
	4月	病院の組織を次のように改めた 企画・管理部門	

			医療情報部，経営企画室，危機管理室，病床運用管理室，物流センター，治験管理センター，診療録センター，卒後臨床研修センター
			診療科
			成育・統合診療科
			産科婦人科，小児科，老年内科，精神科神経科，放射線科，麻酔科
			内科系診療科
			消化器内科，循環器内科，呼吸器内科，神経内科，糖尿病内科，内分泌内科，腎臓内科，血液・腫瘍内科，免疫内科
			外科系診療科
			肝胆膵外科，食道胃腸外科，心臓血管外科，呼吸器外科，乳腺内分泌外科，小児外科，人工臓器移植外科，泌尿器科
			神経・感覚・運動器診療科
			脳神経外科，整形外科，耳鼻咽喉・頭頸部外科，眼科，皮膚科，歯科口腔外科，形成外
			中央診療施設等
			検査部，放射線部，輸血部，病理部，周産母子センター，救急部，総合診療部，集中治療部，高次治療部，手術部，理学療法部，代謝機能疾患治療部，冠動脈疾患治療部，光学医療診療部，遺伝子診療部，感染制御部，国際診療部
			卒後臨床研修センターを設置（院内措置）
			大学院医学系研究科医科学専攻に連携講座発生・再生医学を設置（学内措置）
			大学院医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）を設置
平成	14年	6月	卒後臨床研修センターを企画・管理部門の正規の組織とした
		12月	災害対策室を設置
	15年	4月	危機管理室を廃止し，医療安全管理室を設置
			医療相談窓口を設置
			親と子の心療部を設置
	16年	4月	国立大学法人へ移行
			附属医学研究国際交流センターを附属医学医療国際交流センターに改組
			大学院医学系研究科医科学専攻に臨床薬効評価学講座を設置（学内措置）
			医学部事務部管理課を経営管理課に改称
		7月	患者支援センターを設置
		10月	大学院医学系研究科医科学専攻に立証検査医学講座を設置（学内措置）
		12月	外来化学療法室を設置
	17年	4月	病床運用管理室を廃止し，患者支援センターに業務を統合した
		6月	肝胆膵外科，食道胃腸外科，乳腺内分泌外科，人工臓器移植外科を消化器・乳腺外科，肝臓・移植外科に再編
			救命救急科を設置
		10月	高次治療部を廃止し，救急・集中治療センターを設置
	18年	1月	大学院医学系研究科医科学専攻にへき地医療学を設置（学内措置）
		4月	大学院医学系研究科に人材育成センターを設置（部局内措置）
			理学療法部をリハビリテーション部に改称
	19年	4月	大学院医学系研究科医科学専攻を次のように改めた
			基礎医学領域
			生理学・細胞生物学講座，生化学・分子生物学講座，病理学・微生物学講座，社会医学講座
			臨床医学領域
			内科学講座，内科系講座，外科学講座，外科系講座
			また，病院の組織を次のように改めた
			企画・管理部門
			医療情報部，経営企画室，医療安全管理室，災害対策室，物流センター，治験管理センター，診療録センター，卒後臨床研修センター，患者支援センター，病床マネジメント室

			診療科
			内科
			循環器内科, 腎臓内科, 呼吸器内科, 免疫内科, 消化器内科, 糖尿病・内分泌内科, 老年内科, 神経内科, 腫瘍内科, 血液内科
			内科系
			放射線科, 小児科, 皮膚科, 精神科神経科
			外科
			食道胃腸外科, 肝胆膵外科, 心臓血管外科, 呼吸器外科, 小児外科
			外科系
			整形外科, 脳神経外科, 眼科, 耳鼻咽喉・頭頸部外科, 泌尿器科, 産科婦人科, 形成外科, 麻酔科, 歯科口腔外科, 救命救急科
			中央診療施設等
			検査部, 放射線部, 輸血部, 病理部, 周産母子センター, 救急部, 総合診療部, 集中治療部, 手術部, リハビリテーション部, 腎・血液浄化センター, 冠動脈疾患治療部, 光学医療診療部, 遺伝子診療部, 感染制御部, 国際診療部, 親と子の心療部, 救急・集中治療センター, 腫瘍センター, 栄養管理部, 外来科学療法室 (院内措置)
			大学院医学系研究科医科学専攻に連携講座超微構造生物学, 感染・免疫学, リハビリテーション運動機能学を設置 (学内措置)
			連携講座映像粒子線医学を粒子線医学, 分子イメージング学に改編 (学内措置)
			大学院医学系研究科医科学専攻放射光医学を廃止
平成	19年	10月	美容外科を設置
	20年	1月	医療技術部 (院内措置) を設置
		4月	大学院医学系研究科を大学院医学研究科に改称
			大学院医学研究科医科学専攻を次のように改めた
			生理学・細胞生物学講座, 生化学・分子生物学講座, 病理学講座, 微生物感染症学講座, 社会医学講座, 内科学講座, 内科学講座, 外科学講座, 外科系講座
			大学院医学研究科医科学専攻に連携講座感染症フィールド学, システム病態生物学を設置 (学内措置)
			大学院医学研究科医科学専攻にこども発育学を設置 (学内措置)
			大学院医学研究科に質量分析総合センターを設置 (部局内措置)
			乳腺内分泌外科を設置
			大学院保健学研究科を設置
			医学部事務部経営管理課を管理課と病院経営企画課に再編
		6月	大学院医学研究科医科学専攻にリウマチ学を設置 (学内措置)
			リウマチ科及びリウマチセンターを設置 (院内措置)
		8月	感染症内科及び病理診断科を設置
		10月	大学院医学研究科医科学専攻に不整脈先端治療学を設置 (学内措置)
			放射線腫瘍科を設置
			不整脈センターを設置 (院内措置)
		11月	共同研究館改修及び寄附建物竣工
21年		4月	大学院医学研究科医科学専攻に機能・画像診断学, 美容医科学を設置 (学内措置)
			医学部附属動物実験施設を医学研究科附属動物実験施設に改称
			医学部附属医学医療国際交流センターを医学研究科附属感染症センターに改組
			医学部医学科の入学定員が100名となる
			医療安全管理室を医療の質・安全管理部に改称
			医療技術部及び血管内治療センターを設置
		6月	社会医学講座を地域社会医学・健康科学講座に改称
		10月	大学院医学研究科医科学専攻にこども急性疾患学を設置 (学内措置)
			老年内科と総合診療部を統合し総合内科に改称
22年		1月	腫瘍内科を腫瘍・血液内科に改称
		4月	大学院医学研究科医科学専攻に連携講座病態脳科学, 病態分子細胞生物学, 新規治療探索医学を設置 (学内措置)
			大学院医学研究科医科学専攻のへき地医療学をプライマリ・ケア医学に改称 (学内措置)
			医学部医学科の入学定員が103名となる
			(平成22年度より3年次学士入学制度を2年次学士入学制度に変更)
			大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻 (修士課程) の入学定員が25名となる
23年		4月	大学院医学研究科医科学専攻に連携講座生態体機能分子応用学, 規制科学を設置 (学内措置)
			大学院医学研究科にトランスレーショナルリサーチ・イノベーションセンターを設置 (部局内措置)
			医学部医学科の入学定員が105名となる
			医学部事務部に研究支援課を設置

24年	3月	卒後臨床研修センターを総合臨床教育センターに改組	
	4月	大学院医学研究科医科学専攻にリハビリテーション機能回復学を設置（学内措置） 大学院医学研究科に先端生体医用画像研究センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻リウマチ学，美容医科学を廃止 医学部医学科の入学定員が108名となる 医学部事務部に施設管理課を設置	
	5月	大学院医学研究科医科学専攻に泌尿器先端医療開発学を設置（学内措置）	
	10月	大学院医学研究科医科学専攻に分子代謝医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科にグローバルリーダー育成センターを設置（部局内措置）	
	25年	1月	大学院医学研究科医科学専攻に病態シグナル学を設置（学内措置）
26年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に地域連携病理学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座小児先端医療学，小児高度専門外科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻こども発育学を廃止 医学部医学科の入学定員が110名となる 治験管理センターを臨床研究推進センターに改称 リウマチ科を廃止 免疫内科を膠原病リウマチ内科に改称 リハビリテーション科を設置	
	5月	大学院医学研究科に膜生物学・医学教育研究センターを設置（部局内措置）	
	6月	緩和支援治療科を設置	
	10月	再生医療臨床応用実現化人材育成センター（院内措置）を設置	
	11月	入院センター（院内措置）を設置	
	26年	3月	低侵襲総合診療棟増築部分の使用を開始した
	4月	大学院医学研究科医科学専攻に病理ネットワーク学を設置（学内措置） 医学部附属地域医療活性化センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科に医療機器・再生医療製品レギュラトリーサイエンスインキュベーションセンター，メディカルイノベーションセンターを設置（部局内措置） 医学部医学科の入学定員が112名となる 呼吸器センターを設置（院内措置）	
	5月	口腔機能管理センターを設置（院内措置）	
	27年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に地域医療支援学，こども総合療育学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座循環器高度医療探索学，心臓血管外科先端医療学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻プライマリ・ケア医学を廃止 周産母子センターを総合周産期母子医療センターに改称
	7月	大学院医学研究科にWHHLMIウサギ開発・供給・研究センターを設置（部局内措置）	
11月	大学院医学研究科医科学専攻に低侵襲外科学を設置（学内措置）		
28年	4月	大学院医学研究科医科学専攻にシステム生理学，橋渡し科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科にシグナル伝達医学研究展開センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科トランスレーショナルリサーチ・イノベーションセンター，膜生物学・医学教育研究センター，メディカルイノベーションセンターを廃止 大学院保健学研究科保健学専攻博士課程前期課程に保健師コース及び助産師コースを設置	
7月	大学院医学研究科にテニュアトラック推進センターを設置（部局内措置）		
29年	4月	医学部に国際がん医療・研究センターを設置（～31年2月） 大学院医学研究科医科学専攻に国際がん医療・研究推進学を設置（学内措置） 大学院医学研究科に次世代国際交流センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻病態脳科学，病態分子細胞生物学を廃止 大学院医学研究科グローバルリーダー育成センター，医療機器・再生医療製品レギュラトリーサイエンスインキュベーションセンターを廃止 大学院医学研究科医科学専攻（博士課程）の入学定員が100名となる 医学部事務部に患者サービス課，国際がん医療・研究センター事務室を設置	
6月	インターナショナル・メディカル・コミュニケーションセンターを設置（院内措置）		
7月	入院センターを廃止し，患者支援センターに業務を統合		
30年	2月	医学部に統合型医療機器研究開発・創出拠点を設置（部局内措置） 医工探索創成センターを設置（院内措置）	
4月	大学院医学研究科医科学専攻に健康創造推進学，脊椎外科学，先進救命救急医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻連携講座生態体機能分子応用学を廃止		

		10月	大学院医学研究科WHHLMIウサギ開発・供給・研究センターを廃止 放射線科を放射線診断・IVR科に改称 血管内治療センターをIVRセンターに改称 緩和ケアセンターを設置（院内措置）
31年		1月	情報分析推進室を設置（院内措置）
		3月	医学部附属国際がん医療・研究センターを医学部附属病院に再編
		4月	大学院医学研究科医科学専攻に先進医用画像診断学を設置（学内措置） 医学部に臨床解剖トレーニングセンターを設置（部局内措置） 神経内科を脳神経内科に改称
令和	元年	7月	大学院医学研究科医科学専攻に先進代謝疾患治療開発学を設置（学内措置） 救命救急センターを設置
		8月	大学院医学研究科医科学専攻にAI・デジタルヘルス科学を設置（学内措置）
		9月	臨床ゲノム診療・研究センターを設置（院内措置）
	2年	1月	大学院医学研究科医科学専攻に放射線工医学を設置（学内措置）
		4月	大学院医学研究科医科学専攻に連携講座精神疾患高度医療探索学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻機能・画像診断学，分子イメージング学を廃止 大学院医学研究科先端生体医用画像研究センターを廃止
		8月	臨床工学部を設置
		11月	中央診療施設，企画・管理部門を病院管理部門，診療支援・企画部門，中央診療部門，専門診療施設等に再編
	3年	2月	大学院医学研究科にこころの疾患研究センターを設置（部局内措置）
		4月	大学院医学研究科医科学専攻に関節温存・再建外科学，足病医学（～令和7年3月）を設置（学内措置） 大学院医学研究科にプレジジョン・テレサージェリーセンターを設置（部局内措置） 国際診療部を廃止し，インターナショナル・メディカル・コミュニケーションセンターに業務を統合 小児医療センターを設置（院内措置） 医学部事務部患者サービス課を医療支援課に改称 臨床研究中核病院に承認される
		6月	大学院医学研究科に難治性がん研究センターを設置（部局内措置）
		7月	光免疫治療センターを設置（院内措置）
		10月	大学院医学研究科にデジタルイノベーション推進センターを設置（部局内措置）
	4年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に生体シグナル制御学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座難治性網膜視神経変性治療学を設置（学内措置） 大学院医学研究科にメディカルトランスフォーメーション研究センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻分子代謝医学を廃止 大学院医学研究科シグナル伝達医学研究展開センターを廃止 肝疾患相談センターを設置（院内措置） てんかんセンターを設置（院内措置） 移行期医療支援センターを設置（院内措置）
		6月	大学院医学研究科医科学専攻に新規治療探索医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻連携講座新規治療探索医学を廃止
		7月	大学院医学研究科医科学専攻先進代謝疾患治療開発学を廃止
		11月	大学院医学研究科医科学専攻に未来医学講座を設置（学内措置）
	5年	4月	大学院医学研究科医療創成工学専攻（博士課程前期課程，博士課程後期課程）を設置 医学部に医学教育推進センターを設置（部局内措置） 医学部事務部に医療創成工学事務室を設置 児童思春期・AYA世代こころの総合診療センターを設置（院内措置） 移行期医療支援センターを設置（院内措置）
		5月	移行期医療支援センターを設置（院内措置）
		7月	産官学連携推進室を設置（院内措置）
		8月	大学院医学研究科医科学専攻に連携講座先端感染症制御学を設置（学内措置）
		10月	大学院医学研究科に疾病健康管理・疫学研究センターを設置（部局内措置） 予防医療研究開発センターを設置（院内措置）
		12月	脳卒中・心臓病等総合支援センターを設置（院内措置）
	6年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に連携講座先進循環器画像診断学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻こども総合療育学を小児神経学・発達行動小児科学に改称 大学院医学研究科医科学専攻健康創造推進学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻（博士課程）の入学定員が120名となる
		5月	細胞培養加工施設を設置（院内措置）

- | | | |
|----|-----|--|
| | 11月 | 大学院医学研究科医科学専攻病理学を分子病理学に改称 |
| 7年 | 1月 | 大学院医学研究科にメドテックイノベーションセンターを設置（部局内措置） |
| | 3月 | 肥満症治療センターを設置（院内措置）
臨床工学技士法第14条第4号に定める厚生労働大臣が指定する科目の通知を受ける（医学部医療創成工学科） |
| | 4月 | 病理解剖センターを設置（院内措置）
医学部医療創成工学科を設置
大学院医学研究科医科学専攻に地域医療・健康システム開発，地域臨床研究支援・支援専門員養成，生物学的精神医学を設置（学内措置）
大学院医学研究科医科学専攻足病医学を廃止 |
| | 11月 | 大学院医学研究科医科学専攻に医療倫理学を設置（学内措置）
大学院医学研究科医科学専攻医療法・倫理学を医療保険・医療法に改称 |
| 8年 | 1月 | 大学院医学研究科医科学専攻細胞生理学を恒常性生理学に改称
大学院医学研究科医科学専攻生理学を神経生理学に改称 |
| | 4月 | 大学院医学研究科と大学院保健学研究科を統合し、大学院医学系研究科を設置 |

Ⅱ. 使命・憲章・ビジョン・ポリシー等

神戸大学大学院医学系研究科 アドミッション・ポリシー

博士課程前期課程（先進生命医科学系専攻）

医学系研究科博士課程前期課程先進生命医科学系専攻では、バイオメディカルサイエンス、医療創成工学、健康科学、未来社会医学の4つの領域を柱として、生命の尊さを重んじ、幅広い知識を有し、専門知と総合知をともに活用した課題解決能力を身につけ、保健医療にかかる様々な課題について創造的解決をなし得る人材を養成するための教育研究を行います。

そのために、次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程前期課程の求める学生像

1. 自らの専門知識・能力(専門知)を深化・拡大させるとともに、他領域の専門知と結合させて、保健医療にかかる社会課題の解決及び新たな価値の創出に旺盛な意欲を持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
2. 多様な背景を持ち、保健医療分野の研究・開発・実践のための基礎的素養を身につけた学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性〕
3. 思考力を持ち、既成概念にとらわれず、創造的な発見や課題探究に主体的に取り組むことができる学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、医学系研究科博士課程前期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試，推薦入試，保健師コース，助産師コース，社会人特別入試及び外国人特別入試では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

博士課程後期課程（医療創成工学専攻）

医学系研究科博士課程後期課程医療創成工学専攻では、社会へ貢献することに強い意欲を持ち、革新的医療機器等の開発を主導し得る人材を養成するための教育研究を行います。

そのために、次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程後期課程（医療創成工学専攻）の求める学生像

1. 新たな医療機器等を創出することで社会へ貢献することに強い意欲を持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕
2. 生命倫理を重んじ，医療技術が個人及び社会へ及ぼす影響について理解できる学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力〕
3. 思考力を持ち，既成概念にとらわれず，創造的な発見や課題探究に喜びを見いだせる学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
4. 旺盛な好奇心を持ち，異分野との交流を積極的に行う主体性とコミュニケーション力を有する学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
5. 高い基礎学力を持ち，実践的な体験と高度で専門的な学識の修得から，自らの創造的開発能力の醸成に強い意欲を持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、医学系研究科博士課程後期課程医療創成工学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、医療機器開発に必要な専門的学力とそれを活用し発展させる能力、高度な倫理性と国際的視野に立つ研究素養、これまでの研究実績や実務実績を適正に評価し、以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学大学院医学系研究科は、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、人間性豊かで高い倫理観、探究心及び創造性を有する科学者としての視点を持つ医学系研究者及び高度医療専門職者の養成を目的とする。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従い学位を授与する。

<先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程）>

医療創成工学領域

学位：修士（医工学）

1. 本研究科は、医療創成工学領域における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。

- ・生命の尊さを重んじ、他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力(人間性・国際性)
- ・将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため、専門知と総合知を結合させ、社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力(専門性・創造性)
- ・基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力(人間性・創造性・専門性)
- ・ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力(人間性・創造性・専門性)
- ・ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力(専門性・創造性)
- ・基礎的なものづくりの能力(専門性・創造性)
- ・生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力(人間性・創造性・国際性・専門性)

2. 本研究科は、修士(医工学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

<医療創成工学専攻（博士課程後期課程）>

学位：博士（医工学）

1. 本研究科は、医療創成工学専攻における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。

- ・医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力(人間性・創造性・専門性)
- ・ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力(人間性・創造性・専門性)
- ・ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力(専門性・創造性)
- ・医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力（専門性・創造性）
- ・生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力(人間性・創造性・国際性・専門性)

2. 本研究科は、博士(医工学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

神戸大学大学院医学系研究科 カリキュラム・ポリシー

神戸大学大学院医学系研究科は、本研究科が定める学位授与に関する方針、神戸大学が定める教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、以下の方針に則り教育課程を編成及び実施する。

<先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程）>

医療創成工学領域

学位：修士（医工学）

1. 深い学識とより高度な専門技能を培い、本学の全ての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため、専門科目を開設する。

- ・生命の尊さを重んじ、他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力を身につけることができるよう、総合知科目を開設する。（人間性・国際性）
- ・将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため、専門知と総合知を結合させ、社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力を身につけることができるよう、総合知科目及び総合知・専門知結合科目を開設する。（専門性・創造性）
- ・基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力を身につけることができるよう、イノベーション科目及び実践創造実習科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
- ・ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力を身につけることができるよう、イノベーション科目及び実践創造実習科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
- ・ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力を身につけることができるよう、イノベーション科目、実践創造実習科目及び工学系科目を開設する。（専門性・創造性）
- ・基礎的なものづくりの能力を身につけることができるよう、工学系科目及び専門科目を開設する。（専門性・創造性）
- ・生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力を身につけることができるよう、オペレーション科目及び専門科目を開設する。（人間性・創造性・国際性・専門性）

2. 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

3. 成績評価は、筆記試験、レポート、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。

<医療創成工学専攻（博士課程後期課程）>

学位：博士（医工学）

1. 深い学識とより高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため、専門科目を開設する。
 - ・医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力を身につけることができるよう、医学研究先端講義及び特別研究科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
 - ・ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力を身につけることができるよう、マネジメント科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
 - ・ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力を身につけることができるよう、インターンシップ及び特別研究科目を開設する。（専門性・創造性）
 - ・医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力を身につけることができるよう、マネジメント科目を開設する。（専門性・創造性）
 - ・生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力を身につけることができるよう、大学院特別講義及び特別研究科目を開設する。（人間性・創造性・国際性・専門性）
2. 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
3. 成績評価は、筆記試験、レポート、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。

Ⅲ. 教学規則等

1. 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(最終改正 令和 8 年 3 月 31 日)

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条—第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条—第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条—第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条—第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条—第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条—第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条—第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条—第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第 78 条—第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 惑星学科

医学部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科

工学部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科

システム情報学部 システム情報学科

農学部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、法学研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(入学志願)

第 16 条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

- 3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5年9月26日制定)で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第 38 条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

(転学科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

第 3 節 留学及び休学

(留学)

第 40 条 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 22 条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3 か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第 41 条の 2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第 60 条第 1 項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については、8 年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

- 2 修学支援法第12条第1項の規定により入学金又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学金又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあつては、128単位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設で

あつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(次号及び第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第59条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。
人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年
- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学系研究科(医科学専攻を除く。)，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は，3年とする。
(教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。
(教育方法等)

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。
(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは，他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。
(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。
(修士課程及び前期課程の修了要件)

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1年履修コース)にあつては，1年)以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて，当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第 70 条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超え

る単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみならずことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第82条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第83条 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第83条の2 本学の学生以外の者を対象として、法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第33条の2第2項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第8章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 1 条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第 2 条第 2 項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成 16 年 3 月 31 日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 17 条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成 16 年 3 月 31 日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。
海事科学部 商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程
自然科学研究科
前期 2 年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻
後期 3 年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻
- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中発達科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条第 3 項、第 56 条、第 58 条及び第 59 条の改正規定は、平成 16 年 12 月 13 日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 11 月 22 日)

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項第 2 号及び第 56 条第 2 号の規定については、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月26日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年3月20日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成19年3月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第67条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化科学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻、建設学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能工学専攻、応用動物学専攻、植物資源学専攻、生物環境制御学専攻、生物機能化学専攻、食料生産環境工学専攻、海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻、数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻、海事科学専攻、生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和8年3月31日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和8年度	医学部	医学科	113	699
		計	288	1,369
	全学部合計		2,574	10,727
令和9年度	医学部	医学科	100	687
		計	275	1,377
	全学部合計		2,561	10,758
令和10年度	医学部	医学科	100	675
		計	275	1,385
	全学部合計		2,561	10,789

令和 11 年度	医学部	医学科	100	663
		計	275	1,373
	全学部合計		2,561	10,777
令和 12 年度	医学部	医学科	100	651
		計	275	1,361
	全学部合計		2,561	10,765
令和 13 年度	医学部	医学科	100	638
		計	275	1,348
	全学部合計		2,561	10,752

附則別表第 2 (附則第 4 項関係)

年度	区分	総定員				
		修士課程	博士課程			
			前期	後期		
		専攻別	専攻別	専攻別	専攻別	
令和 8 年度	医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25			
		医科学専攻				340
		医療創成工学専攻		15	16	
		研究科計	25	15	16	340
	医学系研究科	医科学専攻				120
		先進生命医科学系専攻		119		
		医療創成工学専攻			8	
		健康科学専攻			17	
		未来社会医学専攻			5	
		研究科計		119	30	120
	保健学研究科	保健学専攻		79	50	
	農学研究科	食料共生システム学専攻		54		
		資源生命科学専攻		88		
		生命機能科学専攻		110		
研究科計			252			
全博士課程合計		25	2,619	906	460	
令和 9 年度	医学研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			8	
		研究科計			8	240
	医学系研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			16	
		健康科学専攻			34	
		未来社会医学専攻			10	
		研究科計			60	240
保健学研究科	保健学専攻			25		
全博士課程合計			903	480		
令和 10 年度	医学研究科	医科学専攻				120
		研究科計				120
	医学系研究科	医科学専攻				360
		研究科計				360
	全博士課程合計				480	

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員						
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計					
文学部	人文学科	100	100					400	400					
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490					
	発達コミュニティ学科	100						2		2	404			
	環境共生学科	80						3		3	326			
	子ども教育学科	50									200			
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760					
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120					
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080					
理学部	数学科	28	153			学科共通	25	112	662					
	物理学科	35						140						
	化学科	30						120						
	生物学科	25						100						
	惑星学科	35						140						
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335					
	医療創成工学科	25						5		5	110			
	保健学科	看護学専攻						70						600
		検査技術科学専攻						40						
		理学療法学専攻						20						
		作業療法学専攻						20						
工学部	建築学科	90	443					3	1,806					
	市民工学科	60						3		3	246			
	電気電子工学科	90						4		4	368			
	機械工学科	100						4		4	408			
	応用化学科	103						3		3	418			
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606					
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通	10	144	660					
	資源生命科学科	55						220						
	生命機能科学科	69						276						
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820					
合計			2,561		5		135		10,739					

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程	博士課程						専門職学位課程				修士課程	博士課程						専門職学位課程	
			前期			後期								前期			後期				
			専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20						34	88	24	60						
	社会動態専攻		27		12							54		36							
	文化関連専攻		18	47	6	15						36	94	18	45						

国際文化学研究科	グローバル文化専攻		29		9					58		27						
人間発達環境学研究所	人間発達専攻		51	91	11	17				102	178	33	51					
	(1年履修コース)		4							4								
	人間環境学専攻		36		6					72		18						
法学研究所	法学政治学専攻		37	37	18	18				74	74	54	54					
	実務法律専攻							80	80						240	240		
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20				166	166	60	60					
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32				102	102	96	96					
	現代経営学専攻							69	69						138	138		
理学研究所	数学専攻		22	122	4	27				44	244	12	81					
	物理学専攻		24		5					48		15						
	化学専攻		28		6					56		18						
	生物学専攻		24		6					48		18						
	惑星学専攻		24		6					48		18						
医学系研究所	医科学専攻						120	120							480	480		
	先進生命医科学系専攻		119	119						238	238							
	医療創成工学専攻				8	8						24	24					
	健康科学専攻				17	17						51	51					
	未来社会医学専攻				5	5						15	15					
工学研究所	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126					
	市民工学専攻		42		6					84		18						
	電気電子工学専攻		64		8					128		24						
	機械工学専攻		76		10					152		30						
	応用化学専攻		70		10					140		30						
システム情報学研究所	システム情報学専攻		103	103	12	12				206	206	36	36					
農学研究科	食料共生システム学専攻		28	132	5	23				56	264	15	69					
	資源生命科学専攻		46		8					92		24						
	生命機能科学専攻		58		10					116		30						
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33					
国際協力研究所	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69					
	国際協力政策専攻		22		7					44		21						
	地域協力政策専攻		22		8					44		24						
科学技術イノベーション研究所	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30					
合計			1,330		300		120		149		2,656		900		480		378	

2. 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 7 年 11 月 27 日

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書
出身学校長の調査書又はこれに代わる書類
写真
その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)
優 (80 点以上 90 点未満)
良 (70 点以上 80 点未満)
可 (60 点以上 70 点未満)
不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、2 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則(令和7年11月27日)

この細則は、令和7年12月1日から施行する。

様式1号

入 学 許 可 書	
	受験番号 番
	氏 名
神戸大学	学部に入학을許可する。
年 月 日	
	神戸大学長

A4 (297mm×210mm)

様式2号

宣 誓 書	
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。	
	年 月 日
神戸大学長	殿
	署名

A4 (297mm×210mm)

様式 3 号

神戸大学 殿		年	月	日	
		学部	学科		
		学籍番号	番		
		住 所			
		氏 名			
休 学 願					
下記のとおり休学したいので御許可願います。					
記					
1	理 由				
2	期 間	自	年	月	日
		至	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 4 号

神戸大学 殿		年	月	日	
		学部	学科		
		学籍番号	番		
		住 所			
		氏 名			
復 学 願					
下記のとおり復学したいので御許可願います。					
記					
1	理 由				
2	復学年月日		年	月	日

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式5号

神戸大学 殿		年 月 日
	学部	学科
	学籍番号	番
	本人住所	
	氏 名	
退 学 願		
下記のとおり退学したいので御許可願います。		
記		
1 理 由		
2 退学年月日	年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式7号

神戸大学 殿		年 月 日
	学部	学科
	学籍番号	番
	住 所	
	氏 名	
欠 席 届		
下記のとおり欠席しますからお届けします。		
記		
1 理 由		
2 期 間	自 年 月 日	
	至 年 月 日	

注 疾病の場合は、診断書を添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (令和)年 月 日入学・進学	学籍番号			
研究科 課 程 専 攻	フリガナ				
	ローマ字				
	氏 名				
指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)				外国籍
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス				
	自宅・下宿・寮・その他()	携帯			
	〒	PC			
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。				
	住所	都道 府県			
[固定電話]					
[携帯電話]					
※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族					
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称	電話			
履 歴	年 月	立 高等学校卒業			
	・				
	・				
	・				
	認定試験等	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格			
職 歴					
そ の 他					
保護者等の住所等	フリガナ				
※学生本人が 独立生計者の場合 は、世帯主の 氏名・住所等 を記入してくだ さい。	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)				
	氏 名	本人との続柄()			
	〒				
	住所	都道 府県			
	[固定電話]				
[携帯電話]					
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。	<input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)				
	フリガナ	本人との続柄()			
	氏 名				
	[固定電話]				
	[携帯電話]				
<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅					

注 1 本人の氏名, 生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
 2 高校卒業後の学歴を有する者は, 最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
 3 在学中に, 改姓・改名, 現住所変更, 保護者等の住所変更等があった場合は, 速やかに身上異動・住所変更届を, 所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4 この学生登録票に記載された個人情報については, 個人情報保護法等を遵守の上, 適切に取り扱うこととし, 在学中において, 授業料関係書類の送付, 広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか, 教学上の名簿作成, 修学指導, 大学運営や教育活動のために利用します。また, 個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

3. 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日	全学教務委員会	決定
平成30年9月26日	全学教務委員会	一部改正
平成31年2月20日	全学教務委員会	一部改正
令和元年9月18日	全学教務委員会	一部改正
令和3年5月26日	全学教務委員会	一部改正
令和4年3月23日	全学教務委員会	一部改正
令和5年7月26日	全学教務委員会	一部改正
令和8年2月18日	全学教務委員会	一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

<4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1> 六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

<2> 楠地区

神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合

<3> 名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

<4> 深江地区

神戸市東灘区に警報又は特別警報が発表された場合

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

(注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。

2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。

3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。

6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。

7. この取扱いは、令和8年3月17日から適用する。

IV. 大学院医学系研究科規則等

1. 神戸大学大学院医学系研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定、以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、人間性豊かで高い倫理観、探究心及び創造性を有する科学者としての視点を持つ医学系研究者及び高度医療専門職者の養成を目的とする。

(専攻及び課程等)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程は、次のとおりとする。

専攻名	課程の別
医科学専攻	博士課程
先進生命医科学系専攻	博士課程前期課程
医療創成工学専攻	博士課程後期課程
健康科学専攻	
未来社会医学専攻	

2 医科学専攻は、これを4年の博士課程(以下「博士課程」という。)とする。

3 先進生命医科学系専攻は、これを前期2年の博士課程(以下「前期課程」という。)とする。

4 医療創成工学専攻、健康科学専攻及び未来社会医学専攻は、これを後期3年の博士課程(以下「後期課程」という。)とする。

5 先進生命医科学系専攻に、次の領域を置く。

領域名
バイオメディカルサイエンス領域
医療創成工学領域
健康科学領域
未来社会医学領域

(講座、履修コース及び履修プログラム)

第4条 医科学専攻、医療創成工学専攻、健康科学専攻及び未来社会医学専攻に、次の講座を置く。

専攻名	講座名
医科学専攻	生理学・細胞生物学
	生化学・分子生物学
	病理学
	微生物感染症学
	地域社会医学
	内科学
	内科系
	外科学
外科系	
医療創成工学専攻	医療機器学

健康科学専攻	看護学
	病態解析学
	リハビリテーション科学
未来社会医学専攻	国際・環境保健学
	医療健康政策学
	社会行動科学
	疫学・公衆衛生学
	AI・デジタルヘルス科学
	臨床研究開発科学

2 医科学専攻，先進生命医科学系専攻及び健康科学専攻に，次の履修コース及び履修プログラムを置く。

専攻名等		履修コース名及び履修プログラム名
医科学専攻		研究者育成コース
		シグナル伝達基礎臨床融合コース
		臨床研究エキスパート育成コース
		医学研究国際コース
		がんプロフェッショナル養成コース
		デジタル医工創成学コース
		連携大学院臨床研究医養成コース
		早期研究スタートプログラム(一般コース・基礎医学研究医養成特別コース)
先進生命医科学系専攻	バイオメディカルサイエンス領域	本科コース
		次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース
		次世代がんリハビリテーションのための人材養成コース
	健康科学領域	保健師コース
		助産師コース
		CNS(Certified Nurse Specialist) コース
		デジタル医工創成学コース
		がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健コース)
		地域共生社会の牽引人材を育成する重層支援Dx コース
健康科学専攻	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース	

(専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1) 医科学専攻

医学・生命科学領域における高度で先端的・学際的研究を推進するとともに，将来，医学・生命科学を担う優れた医学研究者並びにリサーチマインド及び高度な臨床技能を兼ね備えた臨床医（高度職業人）の養成を目的とする。

(2) 先進生命医科学系専攻

生命の尊さを重んじ、幅広い知識を有し、専門知と総合知をともに活用した課題解決能力を身につけ、保健医療にかかる様々な課題について創造的解決をなし得る人材の養成を目的とする。

(3) 医療創成工学専攻

社会へ貢献することに強い意欲を持ち、革新的医療機器等の開発を主導し得る人材の養成を目的とする。

(4) 健康科学専攻

健康科学に関する高度な分析能力、問題解決能力、研究能力を有し、創造的・開発的研究を通して、研究・教育・地域医療の中で独創的な課題解決を実践できる自立した人材の養成を目的とする。

(5) 未来社会医学専攻

社会医学・健康科学的視点から、最前線で公衆衛生課題の解決を支え、グローバルな視点でヘルス・サービスリサーチに貢献し、政策形成能力を備えた人材の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長若干人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第8条 専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(領域長)

第9条 領域に、領域長を置く。

2 領域長は、領域に関する事項を総括する。

3 領域長に関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程の入学資格)

第10条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
(博士課程への早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められるものを、教授会の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(前期課程の入学資格)

第12条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
(前期課程への早期入学)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者を、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(後期課程の入学資格)

第14条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(進学)

第15条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き研究科の博士課程又は後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(選考方法)

第16条 入学志願者に対する選考は、学力試験、面接等により行う。

(転入学)

第17条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第18条 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、転専攻を願い出ることができる。

2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には、教授会の議を経て、許可することができる。

3 転専攻の時期等については、別に定める。

(再入学)

第19条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第20条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認めるときは、教授会の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う。

(授業科目及び単位数)

第22条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(単位の基準)

第23条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第24条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に配置された本学の専任の教授及び特命教授で研究科を担当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に配置された専任の准教授、特命准教授、講師又は助教若しくは客員教授又は客員准教授で研究科を担当する者をもって充てることができる。

(博士課程の履修要件)

第25条 博士課程の学生は、別表第1及び別表第2により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(前期課程の履修要件)

第26条 前期課程の学生は、別表第3により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(後期課程の履修要件)

第27条 後期課程の学生は、別表第4により、指導教員の指導を受けて、医療創成工学専攻にあつては10単位を、健康科学専攻及び未来社会医学専攻にあつては12単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第28条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の指導を受けて、指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の指導の下に、研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 後期課程に在籍する学生は、前期課程の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長の許可を受けなければならない。

4 第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位(学部の授業科目の単位を除く。)は、教授会の議を経て、第25条から前条までに規定する単位として認めることができる。

5 各履修コース及び履修プログラムに係る修了要件は、別表第2から別表第4までのとおりとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第29条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかず外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、博士課程又は前期課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第25条から第27条までに規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第30条 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかず外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて博士課程又は前期課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、第25条から第27条までに規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、博士課程又は前期課程にあつては15単位(ただし、第29条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位)を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、第25条から第27条までに規定する単位数に算入することができる。

(他研究科，他大学大学院等の研究指導)

第32条 学生は、教授会の議を経て、本学の他の研究科又は研究科と協定している他大学の大学院若しくは研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生については、1年を超えないものとする。

(留学)

第33条 学生は、第29条又は前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する休学期間の延長は、博士課程にあつては2年を超えることはできない。

3 休学期間は、通算して博士課程にあつては4年、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文審査及び最終試験)

第36条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)及び次の表に掲げる細則の定めるところによる。

専攻名等		細則
医科学専攻		神戸大学学位規程医学系研究科医科学専攻細則(令和 年 月 日制定)
先進生命医科学系専攻	バイオメディカルサイエンス領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻バイオメディカルサイエンス領域細則(令和 年 月 日制定)
	医療創成工学領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻医療創成工学領域細則(令和 年 月 日制定)
	健康科学領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻健康科学領域細則(令和 年 月 日制定)
	未来社会医学領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻未来社会医学領域細則(令和 年 月 日制定)
医療創成工学専攻		神戸大学学位規程医学系研究科医療創成工学専攻細則(令和 年 月 日制定)
健康科学専攻		神戸大学学位規程医学系研究科健康科学専攻細則(令和 年 月 日制定)
未来社会医学専攻		神戸大学学位規程未来社会医学専攻細則(令和 年 月 日制定)

(成績評価基準)

第37条 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第38条 博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、第25条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 第31条の規定により研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(第10条又は第11条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(前期課程の修了要件)

第39条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、第26条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、適当と認めるときは、教授会の議を経て、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第31条の規定により本学に入学する前に修得した単位(第12条又は第13条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(後期課程の修了要件)

第40条 後期課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、第27条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第41条 前3条の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第42条 前期課程及び後期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第43条 所定の課程を修了した者には、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

博士課程 医学

前期課程 バイオメディカルサイエンス、医工学、保健学、公衆衛生学

後期課程 医工学、保健学、公衆衛生学

(特別聴講学生)

第44条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修をしようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第45条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第46条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、指導教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1～別表第4 (別紙のとおり)

別表第3 前期課程の授業科目及び単位数（第22条，第26条関係）

(イ) 総合知科目

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
総合知科目	先進生命医科学概論	1	必修	次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース及び次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コースを除く。
	総合知概論	1	必修	次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース及び次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コースを除く。
	学びのデザイン	2	必修	次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース及び次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コースを除く。

(ロ) バイオメディカルサイエンス領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
バイオメディカルサイエンス領域専門科目	バイオメディカルサイエンス基盤科目	生命科学特論	2	バイオメディカルサイエンス領域修了要件のとおり。	
		疾患学特論	2		
		社会医学・生命倫理・安全	2		
		薬物治療・創薬学特論	2		
		微生物感染症・免疫学特論	2		
	がんプログラム科目	腫瘍学Ⅰ 基盤講義 (医療現場・学際領域)	2		
		腫瘍学Ⅱ 横断講義 (予防・研究開発)	2		
		放射線治療計画基本演習	3		
		リハビリテーション医学	2		
		がんリハビリテーション学	2		
		がんリハビリテーション演習	4		
		基礎解剖学	2		
		原子核物理学	2		
		放射線物理学	2		
		統計学	1		
		保健物理学	2		
		放射線診断物理学	2		
		放射線治療物理学	2		
		放射線計測学	2		
		情報処理学	1		
		医療情報学	1		
		放射線診断学	1		
		放射線生物学	2		
		放射線関連法規及び勧告	1		
		核医学物理学	1		
		核医学	1		
		放射線腫瘍学	2		
		医療・画像情報学演習	1		
		核医学物理学演習	1		
		放射線診断物理学演習	1		
		保健物理学演習	1		
		放射線計測学演習	1		
科学英語	1				
放射線治療計画臨床研究	3				

(ハ) 医療創成工学領域専門科目

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考	
医療創成工学領域専門科目	イノベーション科目	医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	
		医療機器コンセプト創造演習	1	必修	
		医療機器社会実装学特論	1	必修	
	オペレーション科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	
		医療機器ビジネス学特論	1	必修	
		医療機器品質マネジメント学特論	1	必修	
	実践創造実習	ニーズ探索臨床現場実習	2	必修	
		医療機器コンセプト創造実習	2	必修	
	工学系科目	医療機器・システム設計概論	1	必修	
		医療機器・システム設計演習	1	必修	
	専門科目	インターンシップ	1	選択必修	
		医用材料工学	1	選択必修	
		医用有機化学	1	選択必修	
		医用センシング	1	選択必修	
		計測技術概論	1	選択必修	
		プログラミング演習	1	選択必修	
		AI・深層学習	1	選択必修	
		データサイエンス演習	1	選択必修	
医療機器・システム英語特別講義		1	選択必修		

(二) 健康科学領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ	2	選択必修	ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健)コース
		健康科学研究共通特講Ⅱ	2	選択必修	ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健)コース
		IPW特講Ⅰ	2	選択必修	ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健)コース
		サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	2	選択必修	
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	2	選択必修	地域共生社会の牽引人材を育成する重層支援Dxコース
	看護学分野専門科目	看護教育特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A, がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		看護研究特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A, がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		がん看護学特講Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		がん看護学演習Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		腫瘍学Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		腫瘍学Ⅱ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		療養支援看護学特講Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		実践看護学特講Ⅰ	2	選択	デジタル医工創成学コース
		老年看護学特講Ⅰ	2	選択	
		精神看護学特講Ⅰ	2	選択	
		上級病態生理学	2	選択	CNS共通科目B
		上級臨床薬理学	2	選択	CNS共通科目B
		上級フィジカルアセスメント学	2	選択	CNS共通科目B
		家族看護学特講Ⅰ	2	選択	CNS専門科目
		母性看護学特講Ⅰ	2	選択	
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ	2	選択	
		看護学演習Ⅰ	2	選択	
		看護倫理特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A
		看護管理特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A
		看護コンサルテーション特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A
		家族環境学	2	選択	CNS専門科目
		理論家族看護学	2	選択	CNS専門科目
		家族症候学	2	選択	CNS専門科目
		家族インターベンション学	2	選択	CNS専門科目
実践家族看護学	2	選択	CNS専門科目		
実践家族看護学演習	2	選択	CNS専門科目		
トランス文化家族看護学	2	選択	CNS専門科目		
こども保育期・教育期家族看護学	2	選択	CNS専門科目		
家族看護学基盤実習	2	選択	CNS専門科目		

	家族看護学展開実習	4	選択	CNS専門科目
	家族看護学統合実習	4	選択	CNS専門科目
	家族看護学演習 I	2	選択	CNS専門科目
	実践家族看護学研究	10	選択	CNSその他科目
病態解析学 分野専門科目	分析医科学特講 I	2	選択	
	細胞機能構造科学特講 I	2	選択	
	臨床免疫学特講 I	2	選択	
	ヒューマンヘルスト講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	病態解析学演習 I	2	選択	
リハビリ テーション 科学分野専 門科目	リハビリテーション管理学 I	2	選択	
	リハビリテーション科学研究法 I	2	選択	
	基礎リハビリテーション科学特 講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	運動器リハビリテーション科学 特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	神経リハビリテーション科学特 講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	内部リハビリテーション科学特 講 I	2	選択	
	脳機能リハビリテーション科学 特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	精神科リハビリテーション科学 特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	作業生活リハビリテーション科 学特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	デジタル重層支援特論	2	選択	地域共生社会の牽引人材を育成す る重層支援Dxコース
	デジタル重層支援演習	1	選択	地域共生社会の牽引人材を育成す る重層支援Dxコース
	行動神経リハビリテーション科 学特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	生命情報融合論 I	2	選択	デジタル医工創成学コース, ウェ ルビーイング教育プログラム(発 達・保健)コース
	医用画像情報科学 I	2	選択	デジタル医工創成学コース, ウェ ルビーイング教育プログラム(発 達・保健)コース
	人間情報科学 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
リハビリテーション科学演習 I	2	選択	デジタル医工創成学コース	

(ホ) 保健師専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	看護学分野専門科目	疫学特講	1	必修	
		公衆衛生学特講	2	必修	
		保健統計学特講	2	必修	
		保健医療福祉論特講	1	必修	
		地域公共政策論特講	1	必修	
		医療経済論特講	1	必修	
		保健医療福祉論演習	1	必修	
		公衆衛生看護学特講	2	必修	
		社会健康論特講	1	必修	
		個別支援論特講	1	必修	
		組織活動論特講	1	必修	
		地域看護診断論特講	1	必修	
		健康教育論特講	1	必修	
		産業保健特講	1	必修	
		学校保健特講	1	必修	
		公衆衛生看護管理特講	1	必修	
		健康危機管理特講	1	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅰ	1	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅱ	2	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅲ	2	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅳ	1	必修	
		国際公衆衛生看護活動演習	1	必修	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ（行政）	4	必修	
公衆衛生看護学実習Ⅱ（産業）	1	必修			
公衆衛生看護管理実習	1	必修			

(へ) 助産師専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	看護学分野専門科目	ハイリスク母性ケア論特講	2	必修	
		創造助産学概論	2	必修	
		生涯女性健康科学特講	2	必修	
		生涯女性健康科学演習	2	必修	
		高度実践助産技術学特講	2	必修	
		高度実践助産技術学演習	2	必修	
		高度周産期技術学特講	2	必修	
		高度周産期技術学演習	2	必修	
		助産管理学特講	2	必修	
		地域母子保健特講Ⅰ	1	必修	
		地域母子保健特講Ⅱ	1	必修	
		助産学実習Ⅰ	9	必修	
		助産学実習Ⅱ	2	必修	
		助産学実習Ⅲ	2	必修	
		助産学実習Ⅳ	2	必修	

(ト) 未来社会医学領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
未来社会医学領域専門科目	コア科目群1	公衆衛生学・疫学 I	1	必修	
		予防医学と保健の実践と評価 I	1	必修	
		臨床疫学 I	1	必修	
	コア科目群2	臨床研究開発の実際	1	必修	
		生物統計学 I	1	必修	
		生物統計学 I 演習	1	必修	
	コア科目群3	環境保健学 I	1	必修	
		産業環境保健学 I	1	必修	
		人類生態学 I	1	必修	
	コア科目群4	保健医療政策学 I	1	必修	
		保健医療経済学 I	1	必修	
		グローバルヘルス I	1	必修	
	コア科目群5	社会行動科学 I	1	必修	
		健康教育・健康心理学 I	1	必修	
	発展科目	医療情報システム	1	選択必修	
		医療情報解析学	1	選択必修	
		健康危機管理	1	選択必修	
		災害保健学特講	1	選択必修	
		感染症モデリング	1	選択必修	
		EBPM	1	選択必修	
社会疫学・行動経済学		1	選択必修		
ヘルスサービスの評価		1	選択必修		
地域医療システム特講		1	選択必修		

(チ) 総合知・専門知結合科目

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
総合知・専門知結合科目	先進生命医科学プロジェクト研究A	14	選択必修	バイオメディカルサイエンス領域履修科目
	先進生命医科学プロジェクト研究B	6	選択必修	医療創成工学領域履修科目
	先進生命医科学プロジェクト研究C	8	選択必修	健康科学領域履修科目
	先進生命医科学プロジェクト研究D	6	選択必修	未来社会医学領域履修科目
	プレゼンテーション演習	2	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

1. バイオメディカルサイエンス領域

1-1. 本科コース

修了要件は、下表のとおり。

1-2. 次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース

修了要件は、下表のとおり。

1-3. 次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コース

修了要件は、下表のとおり。

2. 医療創成工学領域

総合知科目

4単位

イノベーション科目

3単位

オペレーション科目

3単位

実践創造実習

4単位

工学系科目

2単位

専門科目又はバイオメディカルサイエンス基盤科目

6単位以上

また、バイオメディカルサイエンス領域のバイオメディカルサイエンス基盤科目除き、他領域専門科目、他研究科専門科目等その他の科目は、2単位を上限として修了要件に算入することができる。ただし、他領域・他研究科専門科目とは、バイオメディカルサイエンス領域のバイオメディカルサイエンス基盤科目を除く。

総合知・専門知結合科目

8単位

また、修士論文研究又は特定課題研究を行う。

3. 健康科学領域

総合知科目

4単位

健康科学領域共通科目

2単位以上

指導教員の指定する専門科目（特講又はCNS専門科目から2単位以上、演習2単位以上）

4単位以上

また、他領域専門科目、他研究科専門科目等その他の科目は、6単位を上限として修了要件に算入することができる。

総合知・専門知結合科目

10単位

なお、各コースの修了要件は、下表のとおり。

4. 未来社会医学領域

総合知科目

4単位

コア科目群1, コア科目群2, コア科目群3, コア科目群4又はコア科目群5

14単位

指導教員の指定する発展科目

4単位以上

また、他領域専門科目、他研究科専門科目等その他の科目は、2単位を上限として修了要件に算入することができる。

総合知・専門知結合科目

8単位

別表第4 後期課程の授業科目及び単位数（第22条，第27条関係）

（イ）医療創成工学専攻

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
マネジメント科目	プロジェクトマネジメント学特論	1	必修	
	ビジネスプランニング学特論	1	必修	
	アントレプレナー・リーダーシップ学特論	1	必修	
	医療機器国際開発特論	1	必修	
医学研究先端講義	先端医学シリーズ	1	選択	
	先端医学トピックス	1	選択	
大学院特別講義	大学院特別英語	1	選択	
インターンシップ	ジョブ型研究インターンシップ	2	選択	
特別研究	特別研究	6	必修	

（備考）

修了要件 10単位

マネジメント科目 4単位

特別研究 6単位

なお，選択科目群の履修は修了要件には含めない。

2. 神戸大学大学院医学系研究科医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野に関する内規

(趣旨)

第1条 神戸大学大学院医学系研究科規則第4条第1項に規定する医学系研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)の講座に置く教育研究分野については、この内規に定めるところによる。

(教育研究分野)

第2条 医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野は、次のとおりとする。

講座	教育研究分野
医療機器学	医療機器システム学
	精密診断治療機器学
	体内医療機器学

附 則(令和8年3月23日)

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

3. 医学系研究科授業科目のナンバリング〔医療創成工学領域・専攻〕（令和8年度）

博士課程前期課程

	授業科目の区分	授業科目名	ナンバリングコード								
			1	2	3	4	5	6	7		
バイオメディカルサイエンス領域科目	総合科目	先進生命医科学概論									
		総合知概論							0		
		学びのデザイン									
	総合科目・専門科目	総合科目	先進生命医科学プロジェクト研究A							0	
			先進生命医科学プロジェクト研究B								
			先進生命医科学プロジェクト研究C								
			先進生命医科学プロジェクト研究D								
			プレゼンテーション演習								
	バイオメディカルサイエンス領域専門科目	スキルベース科目	生命科学特論							1	
			疾患学特論								
			社会医学・生命倫理・安全								
			薬物治療・創薬学特論								
			微生物感染症・免疫学特論								
		がんプログラム科目		腫瘍学Ⅰ 基盤講義 (医療現場・学際領域)							1
				腫瘍学Ⅱ 横断講義 (予防・研究開発)							
				放射線治療計画基本演習							
				リハビリテーション医学							
				がんリハビリテーション学							
				がんリハビリテーション演習							
				基礎解剖学							
				原子核物理学	M	2	M	L	6	0	
				放射線物理学							
				統計学							
				保健物理学							
				放射線診断物理学							
				放射線治療物理学							
				放射線計測学							
				情報処理学							
				医療情報学							
				放射線診断学							
				放射線生物学							
				放射線関連法規及び勧告							
				核医学物理学							
核医学											
放射線腫瘍学											
医療・画像情報学演習											
核医学物理学演習											
放射線診断物理学演習											
保健物理学演習											
放射線計測学演習											
科学英語											
放射線治療計画臨床研究											

	授業科目の区分	授業科目名	ナンバリングコード							
			1	2	3	4	5	6	7	
他領域科目	医療創成工学領域専門科目	イノベーション科目	医療機器コンセプト創造学特論							
			医療機器コンセプト創造演習							1
			医療機器社会実装学特論							
		オピニオン科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論							1
			医療機器ビジネス学特論							
			医療機器品質マネジメント学特論							
		実創実習	ニーズ探索臨床現場実習							1
			医療機器コンセプト創造実習							
		系工科学目	医療機器・システム設計概論							1
			医療機器・システム設計演習							
		専門科目	インターンシップ							
			医用材料工学							
			医用有機化学							
			医用センシング							
			計測技術概論							1
	プログラミング演習									
	AI・深層学習									
	データサイエンス演習									
	医療機器・システム英語特別講義									
	健康科学領域		健康科学研究共通特講Ⅰ							
		健康科学研究共通特講Ⅱ								
		IPW特講Ⅰ	M	2	M	L	6	0	0	
		サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ								
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ								
	健康科学領域専門科目	看護教育特講Ⅰ								
		看護研究特講Ⅰ								
		がん看護学特講Ⅰ								
		がん看護学演習Ⅰ								
		腫瘍学Ⅰ								
		腫瘍学Ⅱ								
療養支援看護学特講Ⅰ										
実践看護学特講Ⅰ										
老年看護学特講Ⅰ										
精神看護学特講Ⅰ								1		
上級病態生理学										
上級臨床薬理学										
上級フィジカルアセスメント学										
家族看護学特講Ⅰ										
母性看護学特講Ⅰ										
地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ										
看護学演習Ⅰ										
看護倫理特講Ⅰ										
看護管理特講Ⅰ										

	授業科目の区分	授業科目名	ナンバリングコード								
			1	2	3	4	5	6	7		
他領域科目	健康科学領域専門科目	看護学分野専門科目	看護コンサルテーション特講Ⅰ								
			家族環境学								
			理論家族看護学								
			家族症候学								
			家族インターベンション学								
			実践家族看護学								
			実践家族看護学演習								
			実践家族看護学研究								
			トランス文化家族看護学								
			こども保育期・教育期家族看護学								
			家族看護学基盤実習								
			家族看護学展開実習								
			家族看護学統合実習								
			家族看護学演習Ⅰ								
			疫学特講								
			公衆衛生学特講								
			保健統計学特講								
			保健医療福祉論特講								
			地域公共政策論特講								
			医療経済論特講								
			保健医療福祉論演習								
			公衆衛生看護学特講								
			社会健康論特講		M	2	M	L	6	0	1
			個別支援論特講								
			組織活動論特講								
			地域看護診断論特講								
			健康教育論特講								
			産業保健特講								
			学校保健特講								
			公衆衛生看護管理特講								
			健康危機管理特講								
			公衆衛生看護展開演習Ⅰ								
			公衆衛生看護展開演習Ⅱ								
			公衆衛生看護展開演習Ⅲ								
			公衆衛生看護展開演習Ⅳ								
			国際公衆衛生看護活動演習								
			公衆衛生看護学実習Ⅰ（行政）								
			公衆衛生看護学実習Ⅱ（産業）								
			公衆衛生看護管理実習								
			ハイリスク母性ケア論特講								
			創造助産学概論								
生涯女性健康科学特講											
生涯女性健康科学演習											
高度実践助産技術学特講											
高度実践助産技術学演習											

	授業科目の区分	授業科目名	ナンバリングコード										
			1	2	3	4	5	6	7				
他領域科目	健康科学領域専門科目	看護学分野専門科目	高度周産期技術学特講										
			高度周産期技術学演習										
			助産管理学特講										
			地域母子保健特講Ⅰ										
			地域母子保健特講Ⅱ										1
			助産学実習Ⅰ										
			助産学実習Ⅱ										
			助産学実習Ⅲ										
			助産学実習Ⅳ										
		病態解析学分野専門科目	分析医科学特講Ⅰ										
			細胞機能構造科学特講Ⅰ										
			臨床免疫学特講Ⅰ										1
			ヒューマンヘルス特講Ⅰ										
			病態解析学演習Ⅰ										
		リハビリテーション科学分野専門科目	リハビリテーション管理学Ⅰ										
			リハビリテーション科学研究法Ⅰ										
			基礎リハビリテーション科学特講Ⅰ										
			運動器リハビリテーション科学特講Ⅰ										
			神経リハビリテーション科学特講Ⅰ										
			内部リハビリテーション科学特講Ⅰ										
			脳機能リハビリテーション科学特講Ⅰ										
			精神科リハビリテーション科学特講Ⅰ	M	2	M	L	6	0				1
			作業生活リハビリテーション科学特講Ⅰ										
			デジタル重層支援特論										
	デジタル重層支援演習												
	行動神経リハビリテーション科学特講Ⅰ												
	生命情報融合論Ⅰ												
	医用画像情報科学Ⅰ												
	人間情報科学Ⅰ												
	リハビリテーション科学演習Ⅰ												
	未来社会医学領域専門科目	目コ群ア1科	公衆衛生学・疫学Ⅰ										
			予防医学と保健の実践と評価Ⅰ									1	
			臨床疫学Ⅰ										
		コ群ア2科目	臨床研究開発の実際										
			生物統計学Ⅰ										1
			生物統計学Ⅰ演習										
		コ群ア3科目	環境保健学Ⅰ										
			産業環境保健学Ⅰ										1
			人類生態学Ⅰ										
		目コ群ア4科	保健医療政策学Ⅰ										
保健医療経済学Ⅰ												1	
グローバルヘルスⅠ													

	授業科目の区分	授業科目名	ナンバリングコード							
			1	2	3	4	5	6	7	
他領域科目	未来社会医学領域専門科目	目コ 群ア 5科	社会行動科学Ⅰ	M	2	M	L	6	0	1
		健康教育・健康心理学Ⅰ								
	発展科目	医療情報システム								
		医療情報解析学								
		健康危機管理								
		災害保健学特講								
		感染症モデリング								
		EBPM								
		社会疫学・行動経済学								
		ヘルスサービスの評価								
		地域医療システム特講								
			1							

博士課程後期課程

ナンバリングコード					授業科目名
1 桁目	2 桁目	3, 4 桁目	5 桁目	6, 7 桁目	
M	3	ME	8	01	プロジェクトマネジメント学特論
M	3	ME	8	01	ビジネスプランニング学特論
M	3	ME	8	01	アントレプレナー・リーダーシップ学特論
M	3	ME	8	01	医療機器国際開発特論
M	3	ME	0	01	先端医学シリーズ
M	3	ME	0	01	先端医学トピックス
M	3	ME	0	01	大学院特別英語
M	3	ME	0	01	ジョブ型研究インターンシップ
M	3	ME	8	01	特別研究
M	3	MH	8	00	健康科学研究共通特講Ⅲ
M	3	MH	8	00	健康科学研究共通特講Ⅳ
M	3	MH	8	00	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅱ
M	3	MH	8	00	メディカルデータサイエンス特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	がん看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	がん看護学演習Ⅱ
M	3	MH	8	01	腫瘍学Ⅲ
M	3	MH	8	01	腫瘍学Ⅳ
M	3	MH	8	01	療養支援看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	実践看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	老年看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	精神看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	家族看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	母性看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	地域・公衆衛生看護学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	看護学演習Ⅱ
M	3	MH	8	01	分析医科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	細胞機能構造科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	臨床免疫学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	ヒューマンヘルス特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	病態解析学演習Ⅱ
M	3	MH	8	01	リハビリテーション管理学Ⅱ
M	3	MH	8	01	リハビリテーション科学研究法Ⅱ
M	3	MH	8	01	基礎リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	運動器リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	神経リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	内部リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	脳機能リハビリテーション科学特講Ⅱ

M	3	MH	8	01	精神科リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	作業生活リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	行動神経リハビリテーション科学特講Ⅱ
M	3	MH	8	01	生命情報融合論Ⅱ
M	3	MH	8	01	医用画像情報科学Ⅱ
M	3	MH	8	01	人間情報科学Ⅱ
M	3	MH	8	01	リハビリテーション科学演習Ⅱ
M	3	MH	8	00	特別研究
M	3	MH	0	00	ジョブ型研究インターンシップ
M	3	MF	8	01	公衆衛生学・疫学Ⅱ
M	3	MF	8	01	予防医学と保健の実践と評価Ⅱ
M	3	MF	8	01	臨床疫学Ⅱ
M	3	MF	8	01	臨床研究開発の実践
M	3	MF	8	01	生物統計学Ⅱ
M	3	MF	8	01	生物統計学Ⅱ演習
M	3	MF	8	01	環境保健学Ⅱ
M	3	MF	8	01	産業環境保健学Ⅱ
M	3	MF	8	01	人類生態学Ⅱ
M	3	MF	8	01	保健医療政策学Ⅱ
M	3	MF	8	01	保健医療経済学Ⅱ
M	3	MF	8	01	医療経営学
M	3	MF	8	01	グローバルヘルスⅡ
M	3	MF	8	01	基礎医学・臨床医学特論
M	3	MF	8	01	社会行動科学Ⅱ
M	3	MF	0	01	ジョブ型研究インターンシップ
M	3	MF	8	01	特別研究

4. 神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
 - (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
 - (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から第 22 条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 25 日)

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 8 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 20 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学

経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学系研究科	バイオメディカルサイエンス，医工学，保健学又は公衆衛生学	医学，医工学，保健学又は公衆衛生学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

5. 神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条に基づき、神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域(以下「医療創成工学領域」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、3月修了予定者にあつては2月上旬の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては8月上旬の指定された期日までとする。

2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(修士論文等の審査委員)

第3条 規程第8条第2項に規定する修士論文等の審査委員は、2人以上とし、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)において選出する。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者を加えることができる。

- (1) 神戸大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)の教授及び准教授以外の教員
- (2) 神戸大学(以下「本学」という。)の他の研究科の教員
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

(最終試験の実施期日)

第4条 規程第9条第1項に規定する修士の最終試験は、3月修了予定者にあつては2月末日までに、9月修了予定者にあつては8月末日までに行う。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

6. 神戸大学学位規程医学系研究科医療創成工学専攻細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(在学者の博士論文の提出)

第2条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書

2 博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては2月上旬の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては8月上旬の指定された期日までとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第3条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(退学後5年以内の者の学位論文の提出)

第4条 規程第13条第2項に規定する退学後5年以内の者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、退学後5年以内の者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(博士論文の審査委員)

第5条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人以上とし、教授会において選出する。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者を加えることができる。

- (1) 本研究科の教授以外の教員
- (2) 本学の他の研究科の教員
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

(最終試験の実施期日)

第6条 規程第9条第1項に規定する博士の最終試験は、3月修了予定者にあつては2月末日までに、9月修了予定者にあつては8月末日までに行う。

(博士課程を経ない者の論文審査、試験及び学力の確認)

第7条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者(規程第13条第2項に規定する退学後5年以

内の者を含む。以下同じ。)に対する論文審査，試験及び学力の確認は，規程第 11 条，第 12 条及び第 13 条に基づき行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか，博士課程を経ない者の論文審査，試験及び学力の確認に関し必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第 8 条 この細則に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附 則

この細則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

7. 神戸大学大学院医学系研究科学位論文評価基準

医学系研究科	Graduate School of Medicine
<p>神戸大学大学院医学系研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。</p> <p>なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。</p> <p>(修士論文の評価基準) 先進生命医科学系専攻の修士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究目的が適切に設定されており、明確に述べられていること。 2. 研究の背景をよく理解し、先行研究も検討した上で、研究の意義が整理されていること。 3. 研究計画の立案に際して十分な倫理的配慮がなされていること。 4. 適切な研究方法を選択し、それを十分に理解して実行していること。 5. データや調査結果等を整理して十分に解析し、得られた結果が適切に記載されていること。 6. 得られた結果を十分に考察し、結論、仮説の提唱・解明及び残された課題等について述べられていること。 7. 論文全体が論理的に構成されていること。 <p>(特定課題の研究結果報告書の評価基準) 先進生命医科学系専攻医療創成工学領域の特定課題の研究結果報告書は、当該専攻において十分な社会的価値を有すると認められる医療機器等の製品概念を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概念創造の過程が述べられていること。 2. 創造した製品概念の健康・医療上の意義が十分に分析され、実用化への見通しが考察されていること。 3. 報告書全体が論理的に構成されている <p>(博士論文の評価基準) 医科学専攻の博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究の目的が合理的で独創性があり、明確に述べられていること。 2. 研究の背景をよく理解し、研究の意義が十分に説明されていること。 3. 適切な研究方法を選択し、それを十分に吟味して実行していること。 4. 実験データを整理して十分に解析していること。 5. 得られた結果に基づく仮説や結論の展開が十分であり、残された課題等について述べられていること。 6. 論文は英語で記載され全体が論理的に構成され 	<p>The Graduate School of Medicine, Kobe University, comprehensively evaluates theses based on the Diploma Policy set forth by the Graduate School, using the following criteria. Each department may require additional criteria:</p> <p>(Evaluation Criteria for Master's Theses) Master's theses in the Department of Frontier Life Science and Medicine must possess sufficient scholarly value in a given academic field, and meet the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The research objective is appropriately defined. 2. The background of the study is well understood, relevant prior research has been reviewed, and the significance of the study is clearly articulated. 3. Sufficient ethical considerations have been made in formulating the research plan. 4. Appropriate research methods are selected, fully understood, and properly implemented. 5. Experimental data and survey results are well organized and thoroughly analyzed. 6. The obtained results are fully examined, including the logical flow of discussion, summary of conclusions, proposal or elucidation of hypotheses, and identification of remaining challenges. 7. The entire manuscript is logically structured. <p>(Evaluation Criteria for Research Result Reports on Specific Topics) Research Result Reports on Specific Topics within the Area of Medical Device Engineering of the Department of Frontier Life Science and Medicine must contain product concepts for medical devices or similar products deemed to possess sufficient societal value in a given academic field, and must satisfy the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The process of concept creation is described. 2. The health and medical significance of the created product concept is fully analyzed, and prospects for practical application are examined. 3. The entire report is logically structured. <p>(Evaluation Criteria for Doctoral Dissertations) Doctoral dissertations in the Department of Medicine must possess sufficient scholarly value in a given field, and meet the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The research objective is reasonable, has originality and is clearly articulated. 2. The background of the study is well understood and its significance is sufficiently defined. 3. Appropriate research methods are selected, fully understood and properly implemented. 4. Experimental data has been well organized and thoroughly analyzed. 5. Fully examining findings and results, conclusions are drawn, a hypothesis is proposed and recommendations for future work are indicated. 6. The manuscript is written in English and is logically structured.

<p>ていること。 7. 論文の内容には、国際的な新規性があること。</p> <p>医療創成工学専攻の博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値または社会的価値を有すると認められる研究結果または成果物を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究の目的が合理的で独創性があり、明確に述べられていること。 2. 研究の背景をよく理解し、研究の意義が十分に説明されていること。 3. 適切な研究方法を選択し、それを十分に吟味して実行していること。 4. 研究内容に新規性があり、結果または成果物が明確に示されていること。 5. 得られた結果または成果物に基づく結論の展開が十分であり、残された課題や今後の展望等について述べられていること。 6. 論文全体が論理的に構成されていること。 <p>健康科学専攻の博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究目的の設定が適切であること。 2. 研究の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること。 3. 研究計画の立案に際して十分な倫理的配慮がなされていること。 4. 適切な研究方法を選択し、それを十分に理解して実行していること。 5. 実験データや調査結果を整理して十分に解析していること。 6. 独自の研究結果に基づいた一貫性を有する論旨で構成されていること。 7. 研究成果において新規性があり、高度な学術的価値を有すること。 <p>未来社会医学専攻の博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究目的の設定が適切であること。 2. 研究の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること。 3. 研究計画の立案に際して十分な倫理的配慮がなされていること。 4. 適切な研究方法を選択し、それを十分に理解して実行していること。 5. 実験データや調査結果を整理して十分に解析していること。 6. 独自の研究結果に基づいた一貫性を有する論旨で構成されていること。 7. 研究成果において公衆衛生学上の新規性があり、高度な学術的価値を有すること。 	<p>7. The manuscript achieves novel findings with international perspective.</p> <p>Doctoral dissertations in the Department of Medical Device Engineering must possess sufficient scholarly or societal value in a given academic field, and meet the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The research objective is reasonable, has originality and is clearly articulated. 2. The background of the study is well understood and its significance is sufficiently defined. 3. Appropriate research methods are selected, fully understood, and properly implemented. 4. The research demonstrates novelty, and the results or deliverables are clearly presented. 5. Conclusions based on the obtained results or deliverables are sufficiently developed, and remaining issues and future prospects are discussed. 6. The entire dissertation is logically structured. <p>Doctoral dissertations in the Department of Health Sciences must possess sufficient scholarly value in a given field, and meet the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The research objective is appropriately defined. 2. The background and significance of the study are defined based on review of previous studies. 3. Sufficient ethical considerations have been made in formulating the research plan. 4. Appropriate research methods are selected, fully understood, and properly implemented. 5. Experimental data and survey results have been well organized and thoroughly analyzed. 6. The manuscript is structured with a coherent discussion of original research findings. 7. The manuscript achieves novel findings and advanced scholarly value. <p>Doctoral dissertations in the Department of Future Social Medicine must possess sufficient scholarly value in a given field, and meet the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The research objective is appropriately defined. 2. The background and significance of the study are defined based on review of previous studies. 3. Sufficient ethical considerations have been made in formulating the research plan. 4. Appropriate research methods are selected, fully understood, and properly implemented. 5. Experimental data and survey results have been well organized and thoroughly analyzed. 6. The manuscript is structured with a coherent discussion of original research findings. 7. The manuscript achieves novel public health findings and advanced scholarly value.
---	--

8. 神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域及び医療創成工学専攻における成績評価基準等に関する申合せ

神戸大学大学院医学系研究科規則第 37 条により神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域（以下「医療創成工学領域」という。）及び医療創成工学専攻における成績評価基準等について以下に定める。

1. 成績評価基準

判定	評価区分	成績	GP	評価基準
合格	秀(S)	90点～100点	4.3	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
	優(A)	80点～90点未満	4	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
	良(B)	70点～80点未満	3	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
	可(C)	60点～70点未満	2	学修の目標を達成している。
不合格	不可(F)	60点未満	0	学修の目標を達成していない。

2. 成績評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

3. GPA(医療創成工学領域のみ該当)

1) GPAについて

GPAとは、上記「成績評価基準」に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP(Grade Point)を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値(Average)である。

2) GPA 計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{[履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP] の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計(不可を含む)}}$$

※履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目

- ・成績を「合格」で評価する科目
- ・他大学等で単位修得し、本研究科で「認定」とした科目
- ・履修取り消しをした科目
- ・研究科で指定した科目

※「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績を、再履修した学期以降のGPA計算式から除外する。ただし、過去に計算されたGPA(学期)の値は変更しない。(研究科によっては「除外されない科目」がある。)

附 則(令和8年3月23日)

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

V. その他学内諸規則等

1. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 52 条の規定に基づき，神戸大学(以下「本学」という。)における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。)，入学料(幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。)及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000 円	282,000 円	30,000 円
乗船実習科	6 か月につき 267,900 円	169,200 円	18,000 円
幼稚園	年額 73,200 円	31,200 円	1,600 円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200 円	56,400 円	9,800 円
特別支援学校の高等部	年額 4,800 円	2,000 円	2,500 円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800 円	/	/
特別研究学生	月額 29,700 円	/	/

- 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第 22 条第 4 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。)とする。
- 学部において，出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。
- 法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。
- 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	3,300 円

中等教育学校の前期課程	5,000 円
特別支援学校の小学部	1,000 円
特別支援学校の中学部	1,500 円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700 円	900 円
小学校	1,100 円	2,200 円
中等教育学校の前期課程	1,300 円	3,700 円
中等教育学校の後期課程	2,400 円	7,400 円
特別支援学校の小学部	500 円	500 円
特別支援学校の中学部	600 円	900 円
特別支援学校の高等部	700 円	1,800 円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	学生寮等の名称	寄宿料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m ² 未満), 国際交流会館 (ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m ² 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000 円

- 2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和2年3月24日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2. 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたとときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

判定区分		
生活規正の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

3. 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

改正	平成17年3月17日	平成19年12月25日
	平成22年3月23日	平成27年3月31日
	令和6年3月25日	令和8年3月 日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第3条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第5条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第7条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

- 第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ。)
は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除
が妥当であると認めるときは、学長に停学の解除を発議することができる。
- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。
(登校の停止)
- 第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実
である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止
の期間は、停学期間に算入することができる。
- 2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。
(部局等の長の指導)
- 第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置とし
て文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。
(自主退学・休学)
- 第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、こ
れを受理しないものとする。
- 2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。
(懲戒の発議)
- 第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。
- 2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について
審議するものとする。
- 3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)
第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるも
のとする。
- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。
- 5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲
戒の発議を行わなければならない。
(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)
- 第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、
事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。
(弁明)
- 第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による
弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐
を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、
この権利を放棄したものとみなす。
(懲戒処分の決定)
- 第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議
を経て、懲戒処分を決定する。
- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定
を準用する。
(懲戒処分の通知)
- 第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分のお知らせは、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第 7 条第 1 項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4. 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成 18 年 1 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからへまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること、又は育児休業制度若しくは介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向又は性自認に関する侮辱等により人格又は人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害することをいう。

へ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、各学内共同教育研究推進組織、各学内共同管理・支援組織、戦略企画室、産官学連携本部、地域連携推進本部、DX・情報統括本部、カーボンニュートラル推進本部、ウェルビーイング推進本部、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 18 条第 1 項の規定により設置される室、事務局(監査室及び内部統制室を含む。)、文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第 2 条の 2 学長は、職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は、学長の指示に基づき、ハラスメントの防止等に関し総括する。

- 2 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 3 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。
- 4 担当理事は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は、部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

- 2 部局の長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 3 部局の長は、職員に対し、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。
- 4 部局の長は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。
- (2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないよう配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い、ハラスメントの防止等に協力し、並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

- 2 防止・対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当理事
- (2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)
- (3) 事務局長
- (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長
- (5) その他学長が必要と認めた者

- 3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

- 4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。

- 5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。

- 7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応状況に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

(3) 部局の長から指名された職員

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

(3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。

4 相談員は、学長が委嘱する。

5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

- 第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。
- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
 - 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
 - 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
 - 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
 - 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
 - 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
 - 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
 - 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
 - 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
 - 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
 - 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
 - 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
 - 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
 - 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

- 第7条 第3条第6項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。
- 2 委員長は、学長が指名する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
 - 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
 - 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
 - 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
 - 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
 - 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
 - 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
 - 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会及び全学調査委員会（以下「調査委員会等」という。）の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。

3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメントの発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。

3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月24日から施行する。

2 国立大学法人神戸大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

3 この規程施行の際現に旧規程第3条の規定により任命されているセクシュアル・ハラスメント防止委員会委員は、この規程第3条の規定により任命された防止委員会委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、文学部、発達科学部、理学部、工学部、海事科学部、経済学研究科、自然科学研究科及び国際協力研究科の委員については平成18年10月31日まで、国際文化学部、農学部、経済経営研究所、法学研究科、経営学研究科及び医学系研究科の委員については平成19年10月31日までとする。

- 4 この規程施行の際現に旧規程第4条の規定により委嘱されている相談員は、この規程第5条の規定により委嘱された相談員とみなす。

附 則(令和 年 月 日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

VI. 学生生活関係

1. 奨学金制度

独立行政法人日本学生支援機構

人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業ともに優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の援助を行っています。

大学では、経済状況、学業及び人物を総合して選考の上、日本学生支援機構に推薦しています。

詳細は、「学生生活案内」もしくは、こちらのホームページで確認できます。

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/scholarship/jasso.html>

地方公共団体・民間奨学財団等

日本学生支援機構の奨学金のほかに、地方公共団体や民間奨学財団等による奨学金制度があります。地方公共団体の奨学金には、その地方の出身者であること、又は保護者が居住している場合等の条件があります。また、民間奨学財団等の奨学金には、その財団等の設立趣旨に従って対象の学部・学年等を指定するものがあります。奨学金の募集の詳細（応募資格、出願書類、提出期限等）については、その都度掲示等でお知らせします。

詳細は、こちらのホームページで確認できます。

<https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/scholarship/others.html>

医学生修学資金

法務省、厚生労働省、都道府県等が募集しているもので、指定された施設、保健所、病院等に従事しようとする人に対して奨学金が貸与され、必要期間在職すれば返還が免除されます。募集の詳細（応募資格、出願書類、提出期限等）については、その都度掲示等でお知らせします。

2. 授業料免除制度

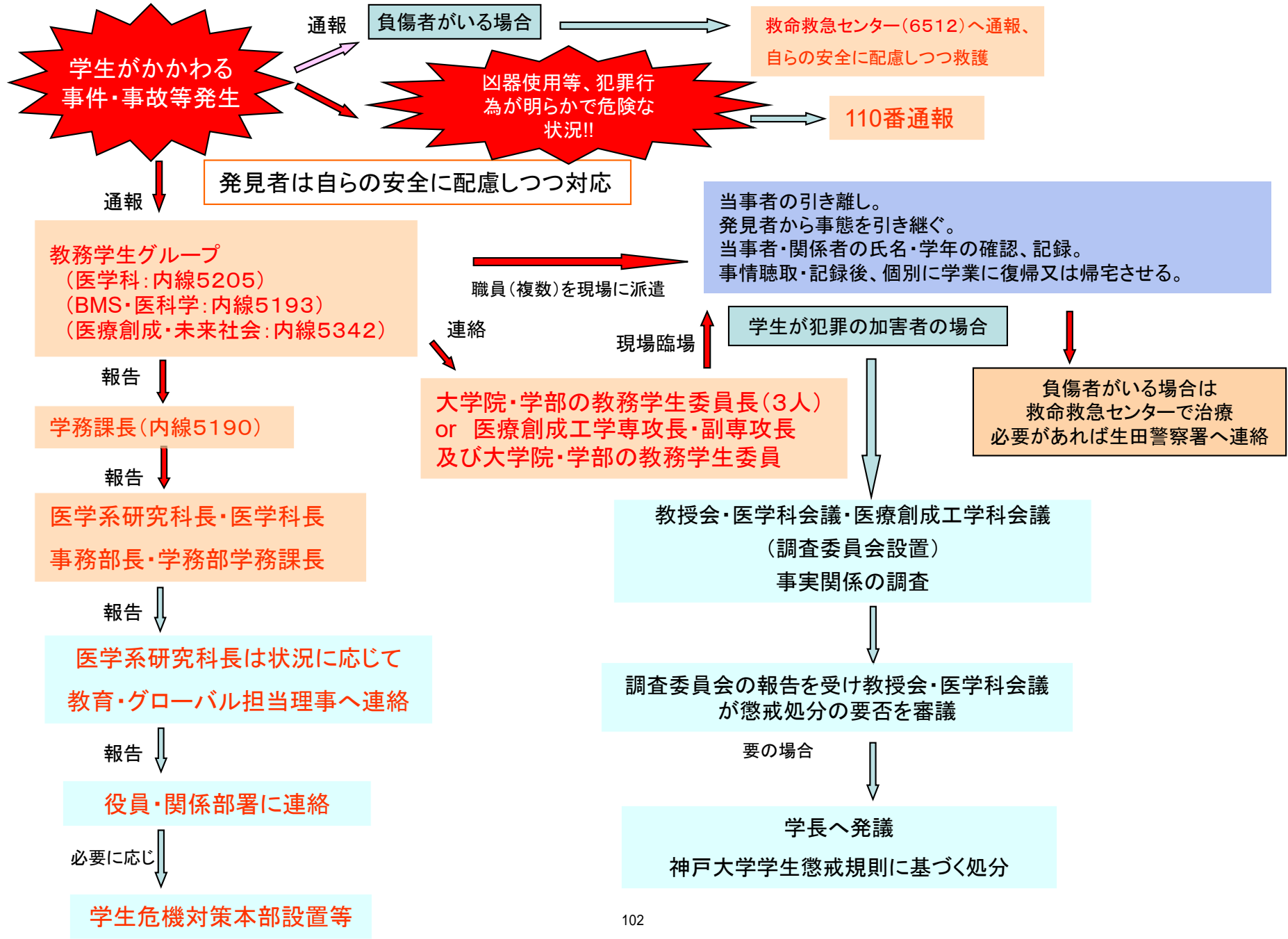
経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

免除者の選考は、各期（前期分は4月、後期分は10月）ごとに行い、出願に関する手続き等の詳細は、掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

なお、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難な場合は、別途免除を申請できることがあります。

3. 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル(平日昼間)

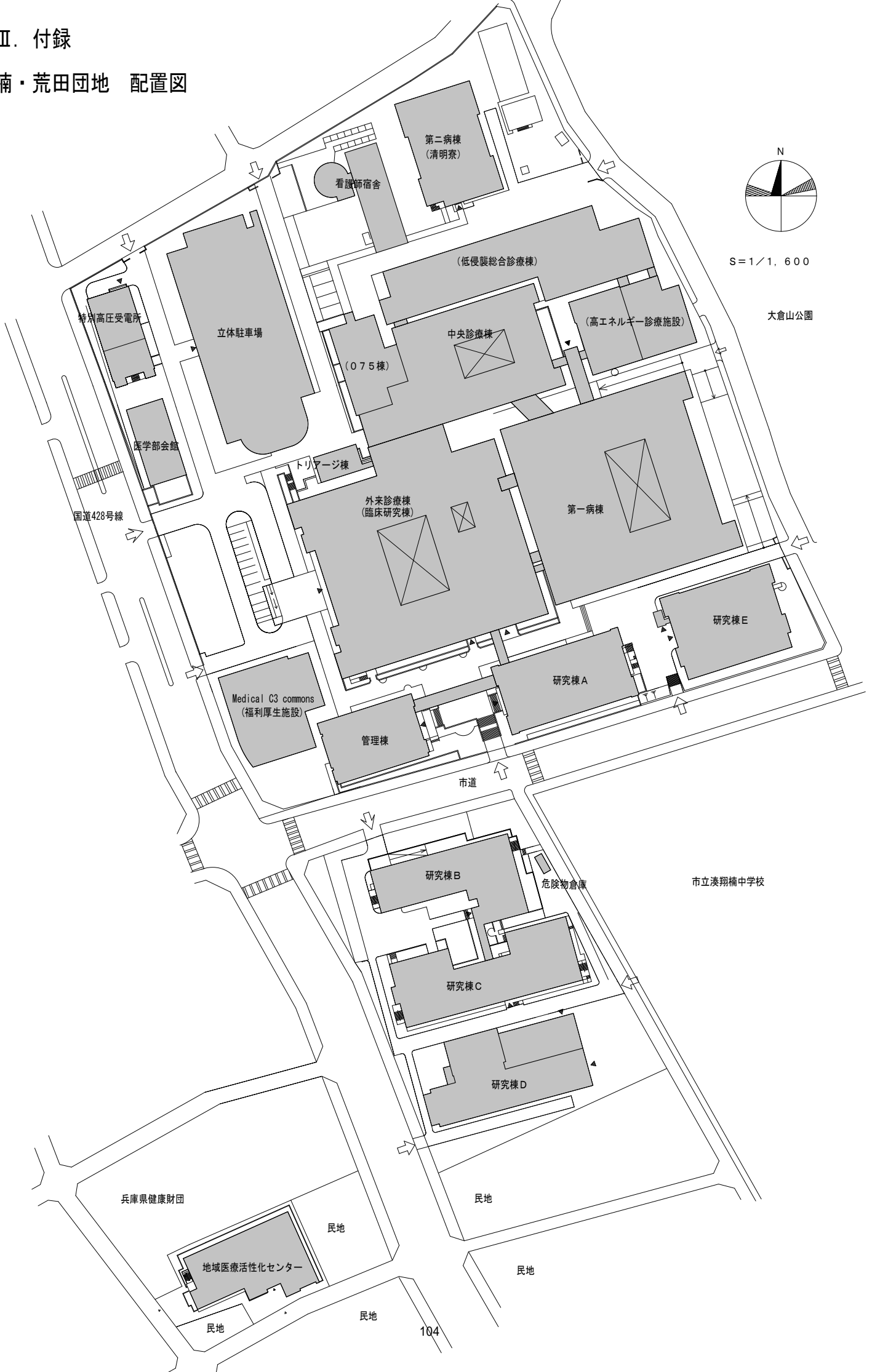
現場対応



指揮・統括

Ⅲ. 付録

楠・荒田団地 配置図



【医学部管理棟】
(附属図書館分館)

【研究棟A】

【研究棟B】

【研究棟C】

【研究棟D】

【研究棟E】

西

東

西

東

西

東

西

東

6F	研究科長・医学部長室 病院長室 事務部長室 〔総務課〕 研究科総務係、病院総務係 秘書室、研修支援係
5F	(人事課) 人事係、職員係、福利厚生係 (施設管理課) 施設企画係、施設係、設備係
4F	〔管理課〕 会計総括係、経理係 研究科契約係、病院契約係 〔病院経営企画課〕 財務管理グループ 経営企画分析グループ
3F	〔学務課〕 学事・国際交流グループ 教務学生グループ(医学科担当、BMS・医科学担当、医療創成工学・未来社会医学担当) (研究支援課) 研究企画係、研究支援係
2F	附属図書館医学分館 開架閲覧室
1F	附属図書館医学分館 医学情報管理係 医学情報サービス係 カウンター
B1F	附属図書館医学分館 書庫

渡り廊下

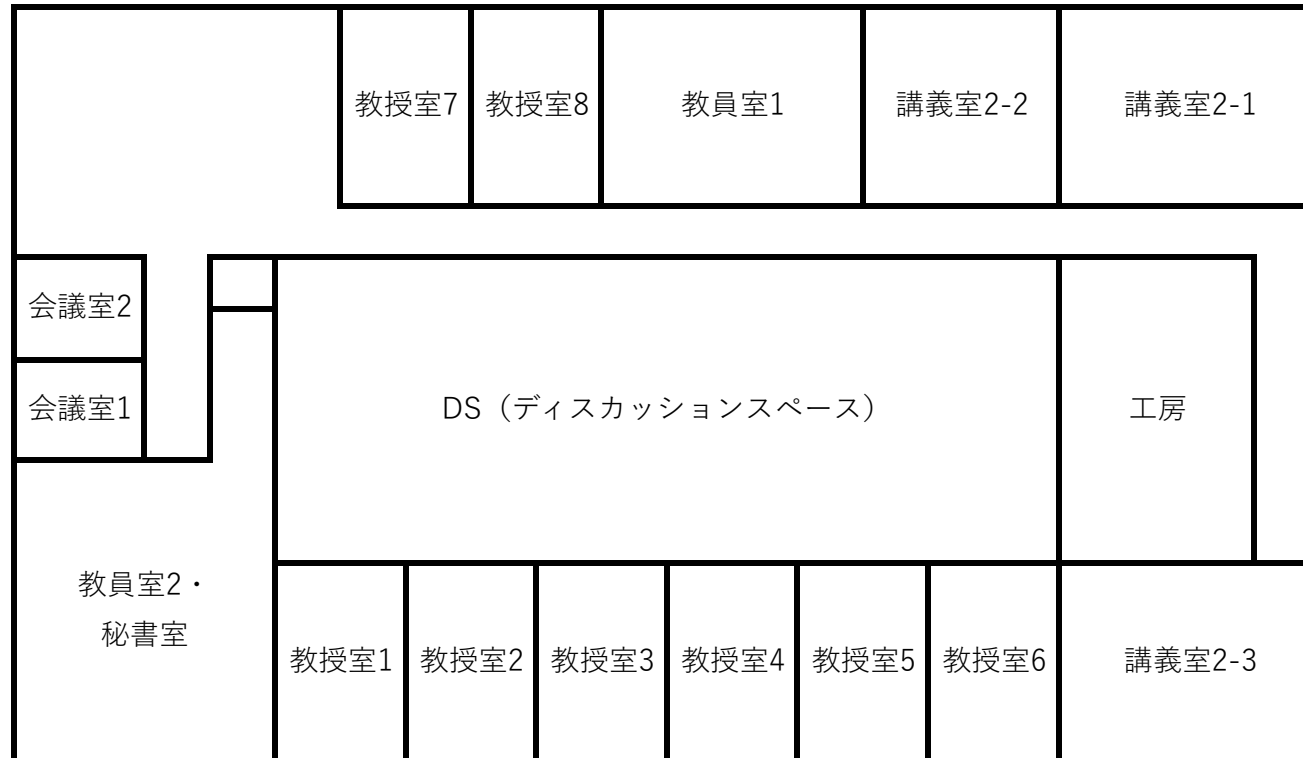
臨床研究推進センター 感染治療学、消化器内科学 病因病態解析学 乳腺内分泌外科学
医療経済・病院経営学 放射線腫瘍学 肝胆脾外科学
血液内科学 移植医療部
先端緩和医療学、呼吸器外科学 リハビリテーション機能回復学
RI施設 共同研究施設

9F	消化器内科学	腫瘍・血液内科学 放射線腫瘍学 創薬科学 (科学技術イノベーション研究科)		
8F	循環器内科学 医療イノベーション (科学技術イノベーション研究科)	皮膚科学 創薬科学 (科学技術イノベーション研究科)		
7F	恒常性生理学	分子脳科学 脳神経内科学分野		
6F	膜動態学	幹細胞医学		
5F	免疫学	神経生理学 研究推進支援室	神経分化・再生	
4F	臨床ウイルス学	薬理学	生化学・ シグナル統合学	糖尿病・内分泌内科学 細胞分子医学
3F	感染制御学	共同研究施設 第四実習室	分子病理学	質量分析総合センター 医療創成工学専攻
2F	細胞医科学	共同会議室 第二講堂	法医学	分子疫学 バイオロジクス探索研究 (科学技術イノベーション研究科)
1F	情報センター	大会議室 第一講堂	生体構造解剖学 第三実習室	生体構造解剖学
B1F	法医学	法医学	次世代国際交流 センター	守衛室 第二実習室

4F	動物実験施設	動物実験施設
3F	動物実験施設	動物実験施設
2F	動物実験施設	神経生理学
1F	動物実験施設	神経生理学

3F	
2F	医療創成工学科 医療創成工学領域・専攻
1F	ラーニングコモンズ

研究棟 E 2階平面図



【第一病棟】

RF	屋上ヘリポート
11F	11階北・11階南 スタッフステーション, 病室
10F	10階北・10階南 スタッフステーション, 病室
9F	9階北・9階南 スタッフステーション, 病室
8F	8階北・8階南 スタッフステーション, 病室
7F	7階北・7階南 スタッフステーション, 病室

【中央診療棟】

【外来診療棟】

(075棟)										
9F		(低侵襲総合診療棟)		(中央診療棟)		(高エネルギー診療棟)		6F	呼吸器内科学, 免疫内科学, 糖尿病・内分泌内科学, 腎臓内科学, 脳神経内科学, 腫瘍・血液内科学, 放射線診断学, 小児科学, 皮膚科学, 精神医学, 立証検査医学 (シスメックス) 大講義室	
8F		5F	病理部	滅菌センター	放射線部	放射線部 (MR検査, リニアック)	放射線部 (MR検査, リニアック)	←接続→	6F	6階北・6階南 スタッフステーション, 病室
7F	形成外科学		手術部					5F	循環器内科学, 総合内科学, 心臓血管外科学, 小児外科学, 整形外科, 眼科学, 腎泌尿器科学, 口腔外科学 B講義室	←接続→
6F	医療情報部 [医事課] 医療情報係	4F	総合周産期母子医療センター (産科婦人科外来, 新生児集中治療室 (NICU, GCU), 産科病棟 (MFICU))		放射線部	放射線部 (MR検査, リニアック)	放射線部 (MR検査, リニアック)	←研究棟A棟と渡り廊下で接続→	4F	4階北・4階南 スタッフステーション, 病室
5F	総合臨床教育センター 研修医室		手術部	4F				食道胃腸外科学, 脳神経外科学, 耳鼻咽喉科頭頸部外科学, 産科婦人科学, 麻酔科学, 災害・救急医学 第1会議室, 第2会議室, 第3会議室 A講義室	←接続→	3F
4F	輸血・細胞治療部	2F	光学医療診療部 腫瘍センター (腫瘍・血液内科, 通院治療室, サテライト薬局) 麻酔科・ペインクリニック科 遺伝子診療部	検査部	放射線部	放射線部 (MR検査, リニアック)	放射線部 (MR検査, リニアック)	←接続→	3F	看護部, 手術部 臨床研究推進センター [外来] 精神科神経科, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科, 形成外科, 美容外科, リウマチセンター
3F	不整脈センター 医療技術部長室							放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)	放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)	2F
2F	感染制御部 検査部 (超音波検査室) 臨床研究推進センター	1F	放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)	検査部	放射線部	放射線部 (MR検査, リニアック)	放射線部 (MR検査, リニアック)	←接続→	1F	総合案内, 外来予約センター (CT・MR・PET・アイソトープ), 医療相談室, 証明書発行窓口, ATM 救命救急センター くすのきCLUB [外来] 総合内科, 泌尿器科, 眼科, 看護外来 患者相談窓口 [医事課] [医療支援課]
1F	救命救急センター 臨床研究推進センター 感染制御部							放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)	放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)	1F
B1F		B1F	放射線部 (アイソトープ検査室)					←接続→	B1F	栄養管理部 物流センター (ベッド)



医療センター駅からMICまで

改札を出て右手にあるムービングウォークを北方向に直進すると終点右側にICCRCが見えます。
 ICCRC建屋の外側を大きく回り込むようにICCRCの反対側(東側)に進むとその先右手にMIC入口があります。



MIC における職員・学生の負傷時の対応について

1. ICCRC 受診のフロー（平日のみ）

【負傷者が行うこと】 外線 078-302-〇〇〇〇

① MIC 事務室（内線 7277）に連絡する

ICCRC で受診する場合は、MIC 事務室を通して ICCRC 医事事務室（内線 7149）へ連絡してもらう

② ICCRC 2F 中央受付で保険証を提示する

※教職員は労災だが、労災不可となった場合に備えるため

③ 中央受付で受け取った緑ファイルを外来受付へ提出し、診察を受ける

④ 診察後、緑ファイルを中央受付へ提出する

※学生の場合は、会計で支払いを行う

【医事係・事務側が行うこと】

① MIC 事務室は、負傷の連絡を受けたら、ICCRC 医事事務室（内線 7149）に連絡し、受診希望者について以下の事項を伝える

- ・教職員（労災） or 学生（保険）で受診すること
- ・患者氏名、生年月日、病状（手のひらに火傷を負ったなど）

② ICCRC 医事事務室は、センター長もしくは副センター長に報告し、対応いただく診療責任医師について指示を仰いだうえで、診察の依頼をする（センター長、副センター長ともに不在の場合は、浅利先生）

③ ICCRC 医事事務室は、中央受付へ連絡し、以下の事項を伝える

- ・教職員（労災） or 学生（保険）で受診すること
- ・患者氏名、生年月日、受診診療科（対応医師）

④ 中央受付は、以下の対応を行う

- ・患者氏名・生年月日から患者 ID を確認
- ・患者 ID がない場合は、新規作成・登録
- ・来院時に保険証を確認
- ・患者 ID を記載した紙を緑ファイルに挟み、患者に渡す

↓

（受診後）

- ・オーダーを取込、会計を作成、支払い処理を行う

※緊急で受診した場合は、この時点で保険証の確認を行っても差し支えない

留意事項：

- ・休日および祝日の場合は、ICCRC での受診はできないため、近隣の医療機関をご利用下さい
- ・負傷の程度によっては ICCRC に対応できない場合があるため、その際は近隣の医療機関を受診いただく場合がございます

2. 報告について

① ケガをした学生は、「学生の事故報告書」を教務学生グループ（医療創成工学担当）に提出する

<https://www.med.kobe-u.ac.jp/mde/current/index.html>

HP の各種届出からダウンロード

② 提出された「学生の事故報告書」は、教務学生グループ→学務部学生支援課へ提出する

※学生委員協議会への報告

3. 学研災について（学生の場合）

・学生本人が学務部学生支援課へ学研災の申請を行う

・学研災の認可については、事故当時の状況による

※認可されれば、治療 1 日目から保険が支払われる

【参考】

安全の手引き <https://www.med.kobe-u.ac.jp/GRADN/DRC/tebiki.pdf>

医療創成 HP <https://www.med.kobe-u.ac.jp/mde/current/index.html>

4. 労災について（職員の場合）

・労災申請の書類（様式第 5 号業務災害用）は、**ICRC 4 階事務室**（内線 7017、078-302-7015）もしくは**福利厚生係**（078-382-5054）にて受け取ることができる

・MIC は、楠地区事業場に該当するため、労災申請書類は福利厚生係に提出する

・労災を利用する場合は、労災指定病院を受診すると窓口での支払いが不要になるため、労災で受診する旨を申し出る（次頁参照：『労災指定病院』）

■ 労災指定病院（ポートアイランド内）

名称	所在地	電話番号
神戸市民病院機構神戸市立医療センター-中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1	078-302-4321
神戸市民病院機構神戸市立神戸アイセンター病院	神戸市中央区港島南町2-1-8	078-381-9876
医療法人社団めぐみクリニック	神戸市中央区港島中町3-1-2	078-302-2522
神戸マリナーズ厚生会ポートアイランド病院	神戸市中央区港島中町4-6	078-303-6123
医療法人康雄会西記念ポートアイランドリハビリテーション病院	神戸市中央区港島中町8-5-2	078-303-2424
医療法人社団神戸低侵襲がん医療センター	神戸市中央区港島中町8-5-1	078-304-4100
医療法人社団あんしん会あんしん病院	神戸市中央区港島南町1-4-12	078-304-5252
国立大学法人 神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	078-382-5111

※診療科については、HP などでご確認下さい。

※労災指定医療機関 <https://rousai-kensaku.mhlw.go.jp/index.php>